



南関町 こどもまんなか計画

（第三期南関町子ども・子育て支援事業計画）

（令和7年度～令和11年度）



ごあいさつ

未来を担うこどもたちは、私たちの地域の宝であり、かけがえのない存在です。こどもたち一人一人が、安心してのびのびと成長し、自分自身の可能性を発見しながら、未来に向かって力強く歩むことができる環境を整えることは、私たち大人の大切な使命です。本計画は、すべてのこどもたちがその可能性を最大限に引き出し、それぞれの夢を実現できるよう、家庭・学校・地域社会が一丸となり、温かく見守り、支え合うための具体的な取組を示すものです。



今年度、南関町は町制施行 70 周年という大きな節目を迎えます。この長い歴史は、住民の皆さまが築き上げてきた絆と努力の賜物であり、未来に向けた希望の礎です。この記念すべき年に、私たちは改めて南関町の強みを見つめ直し、次の世代へと受け継ぐべきものを確かな形にする決意を新たにしています。

また、昨年 11 月に開催した町政懇談会では、多くの住民の皆さまから貴重なご意見をいただきました。その中には、子育てや教育、地域全体でこどもたちを支える仕組みに対する期待の声も多く寄せられました。本計画では、これらの声を反映し、教育環境の整備、子育て支援のさらなる充実、そして地域全体でこどもを見守る体制づくりに重点を置いております。

70 年の歩みを誇りに、これからもこどもたちが安心して成長できる環境づくりに取り組むとともに、子育て世代の皆さまが「南関町に住んでよかった」と心から思えるまちづくりを進めてまいります。

住民の皆さまのご理解とご協力を賜りながら、未来を担うこどもたちとともに、新たな南関町の歴史を築いていけるよう、今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、この「南関町こどもまんなか計画」の策定に当たり熱心にご審議を頂きました「南関町子ども・子育て審議会」の各委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにおいて貴重なご意見をお寄せいただいた住民の皆さまに対し、心より感謝を申し上げます。

令和7年3月
南関町長 佐藤 安彦

目 次

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の目的	2
2 計画の性格と位置づけ	3
3 他の計画との関係	4
4 計画の期間	4
5 制度改正等の内容	5

第2章 南関町を取り巻く現状

1 人口及び世帯の状況	8
2 アンケート調査結果の概要	15
3 こどもの意見調査	34
4 関係機関・団体調査	35
5 教育・保育サービス等の状況	37

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	40
2 計画の基本方針	40
3 施策の体系図	42

第4章 施策の展開

1 こどものライフステージに応じた支援	44
2 若者の夢が実現できる環境整備	50
3 希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援	53
4 あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援	55
5 特に支援が必要なこどもへの支援	59

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定	66
2 こどもの人数の将来推計	66
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	68
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	70
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	76
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	76

第6章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携	78
2 計画の達成状況の点検・評価	78

資料編

第 1 章

計画の策定に当たって

1 計画策定の目的

我が国におけるこども・若者を取り巻く環境は、少子化、核家族化、デジタル化、グローバル化及び価値観の多様化等、昨今の社会的背景によって大きく変化してきています。近年はこどもの不登校や自殺、虐待、さらにはこどもの貧困についても増加傾向にあります。そのため、複雑化する問題に対し、社会全体でこども・若者を支える取組が必要となっています。

このような中、我が国は、令和5（2023）年4月にこども基本法を施行し、こども家庭庁を発足させました。そして、令和5（2023）年12月に「こども大綱」と「こども未来戦略」を策定しました。

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しており、それを「こどもまんなか社会」と表現しています。より具体的には、「すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法およびこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」としています。

また「こども大綱」の考え方にに基づき、集中的に取り組む具体的な取組として「こども未来戦略」を策定し、「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造・意識を変える」「すべてのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」という3つの基本目標を掲げ、児童手当の拡充、多子世帯の高等教育費の負担軽減、「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設等に取り組む、としています。

本町においては、平成24（2012）年8月の「子ども・子育て関連3法」の成立を受けて、「子ども・子育て支援事業計画」を平成26（2014）年度に策定しました。また、その後継計画として、令和元（2019）年度に「第二期 南関町 子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」といいます。）を策定しました。第2期計画では、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に取り組んできました。

このように、「こども大綱」が策定され、「こども基本法」において市町村版の「こども計画」の策定が求められていること、また、本町では、令和6（2024）年度で「第2期計画」が終了し、「第三期 南関町 子ども・子育て支援事業計画」の策定が求められていることから、「子ども・子育て支援事業計画」と「こども計画」が一体となった、「南関町こどもまんなか計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

こども基本法第10条において、市町村は「こども大綱」と「都道府県版こども計画」を勘案して「市町村こども計画」の策定に努めることが求められており、本計画はこの市町村こども計画として策定します。

また、「市町村こども計画」は、既存の各種法令に基づく次の計画と一体のものとして策定することができるかとされています。

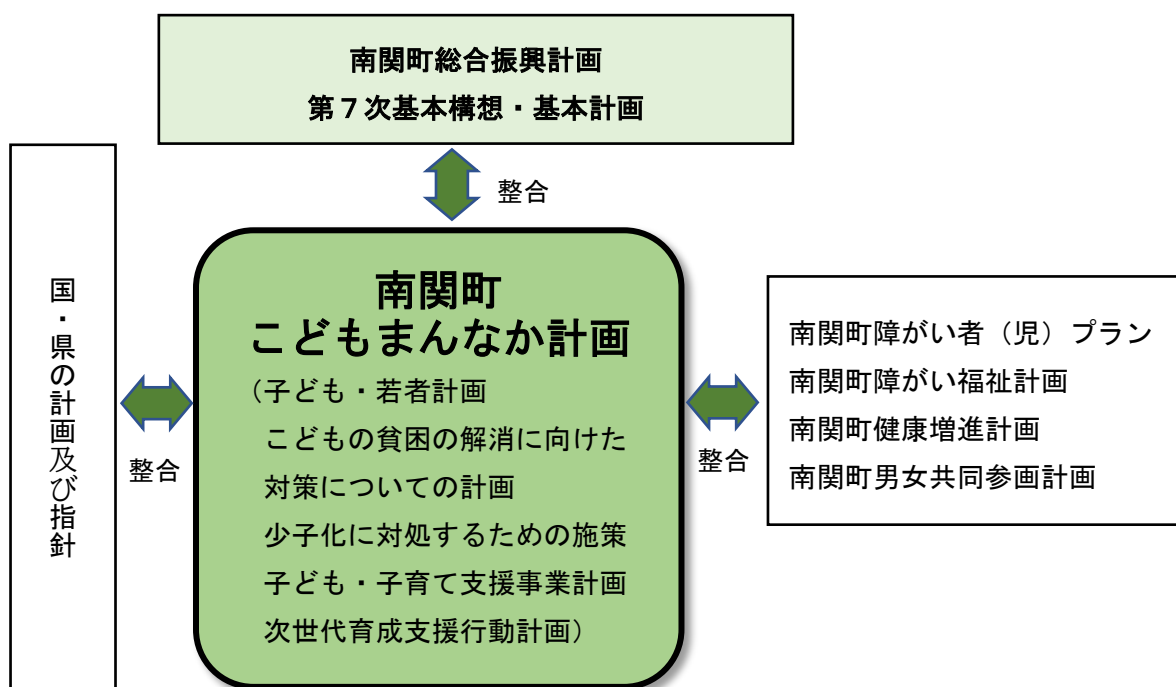
- ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する、都道府県計画及び市町村計画
- ・その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの

以上を踏まえ、本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、少子化社会対策基本法第4条に基づく少子化に対処するための施策、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」と一体的に策定します。

3 他の計画との関係

本計画を策定するに当たっては、上位計画である「南関町総合振興計画 第7次基本構想・基本計画」や、「南関町障がい者（児）プラン」、「南関町障がい福祉計画」、「南関町健康増進計画」及び「南関町男女共同参画計画」との整合性を図っています。

また、国の「こども大綱」及び「こどもまんなか熊本・実現計画」を勘案した計画としています。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。なお、制度改正等の国の動向や本町の実態、施策の推進状況等により、計画途中年度においても、必要に応じて見直しを行うこととします。

令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
第二期 南関町子ども・子育て 支援事業計画					南関町こどもまんなか計画 （第三期 南関町子ども・子育て 支援事業計画）				

5 制度改正等の内容

(1) こども基本法の施行とこども大綱の策定

①こども基本法

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4（2022）年6月に成立し、令和5（2023）年4月に施行されました。

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。こども基本法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映等について定めています。

②こども家庭庁の発足

こども家庭庁は、こども基本法の施行とともに、令和5（2023）年4月に発足しました。こども家庭庁は、「こどもまんなか社会」を実現するために、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとっての一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るこども政策について取り組みます。

③こども大綱

こども大綱は、令和5（2023）年12月に閣議決定されました。こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めています。こども施策に関する基本的な方針は次の6つが掲げられています。

- ・こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ・こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ・こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ・良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ・若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ・施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

④市町村こども計画

「こども基本法」に基づき、国のこども大綱や県のこども計画を勘案した「市町村こども計画」の策定が努力義務となりました。

市町村こども計画は、こども大綱と都道府県こども計画を勘案して策定することが求められています。また、既存の各種法令に基づく計画と一体のものとして策定することができるとされています。具体的には、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「こどもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」等と一体的に策定することができるとされています。

（２）子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

令和４（２０２２）年に、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。この改正は、児童虐待の相談対応件数の増加等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが目的となっています。この改正により、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成及び市区町村における子育て家庭への支援の充実等が定められました。具体的には次のような取組が追加されています。

- ・家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- ・こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加（都道府県における基本的記載事項）
- ・こどもの権利擁護に関する事項の追加
- ・その他所要の改正



第2章

南関町を取り巻く現状

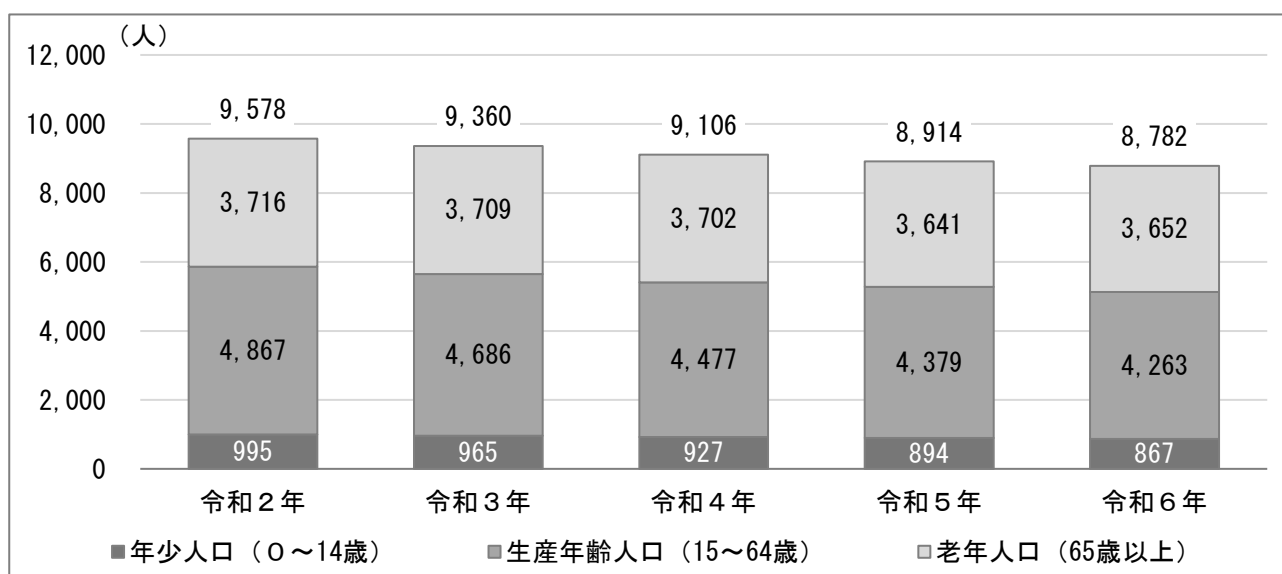
1 人口及び世帯の状況

(1) 人口動向

総人口は減少傾向にあり、令和5（2023）年に9,000人を下回り、令和6（2024）年には8,782人となっています。

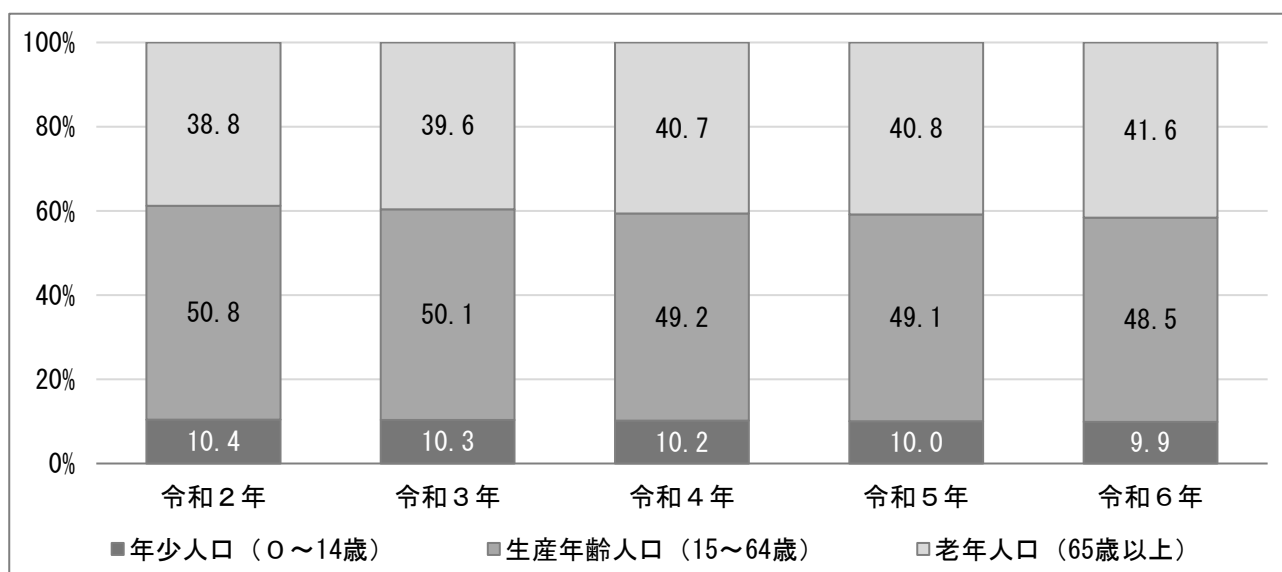
年齢3区分別の人口構成比率は、0～14歳の年少人口比率と、15～64歳の生産年齢人口比率は減少傾向で、65歳以上の老年人口比率は増加傾向です。

総人口と年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳人口 各年4月1日現在

総人口に対する年齢3区分人口割合の推移



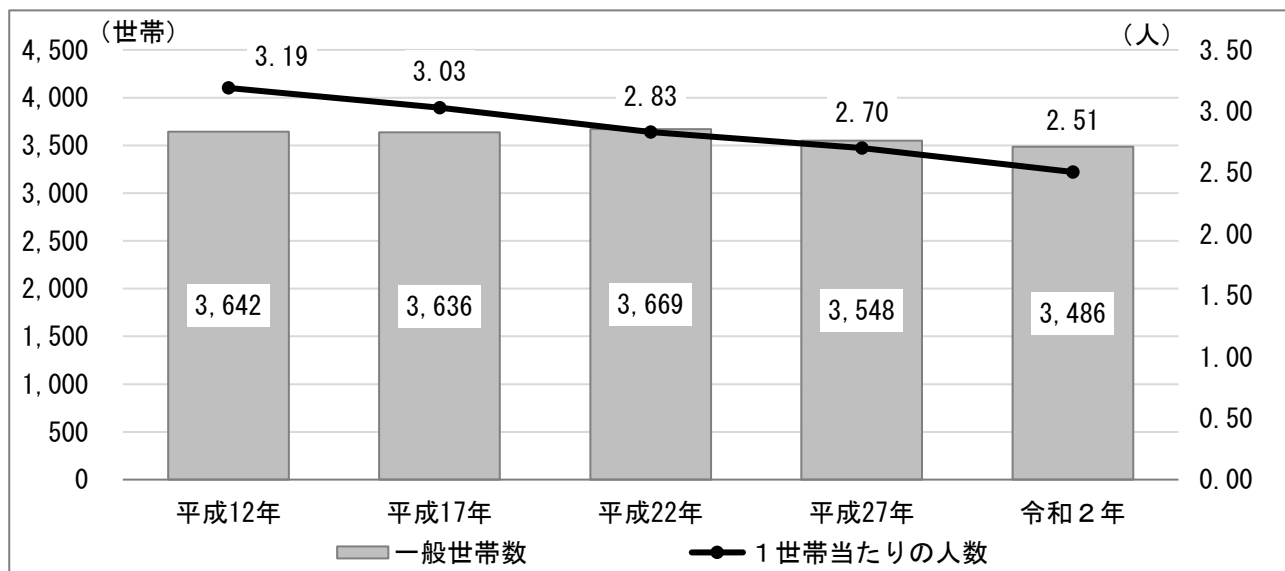
資料：住民基本台帳人口 各年4月1日現在

(2) 世帯動向

世帯数及び1世帯当たりの人員数は減少傾向にあり、核家族化が進行しています。

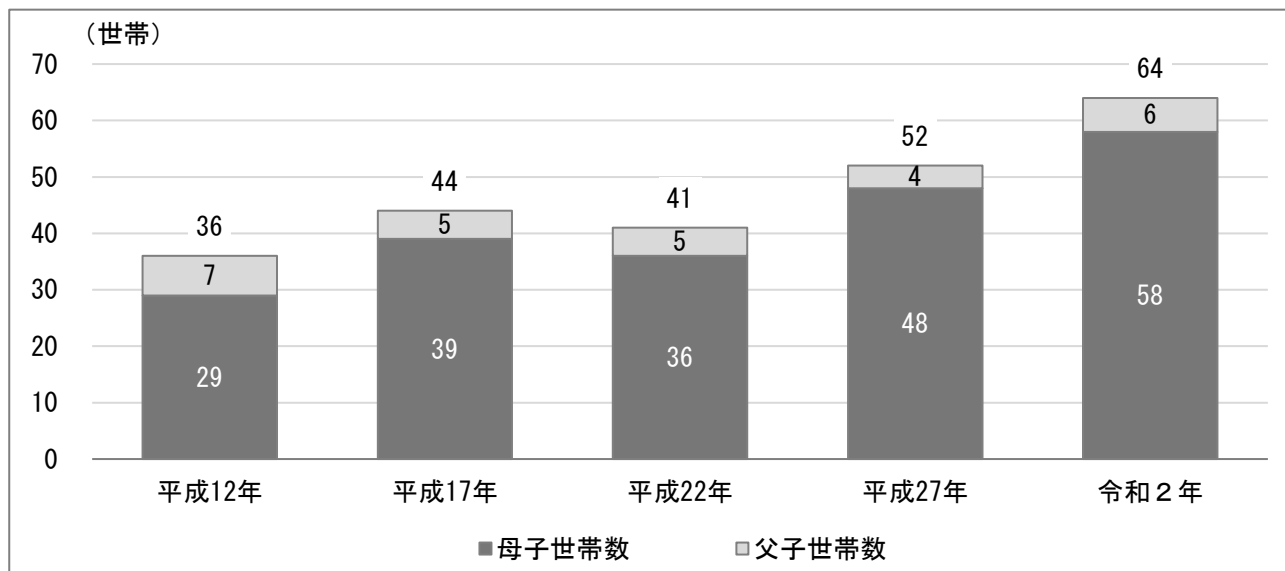
ひとり親の世帯数は増加傾向にあり、令和2（2020）年には、母子世帯数は58世帯、父子世帯数は6世帯となっています。

一般世帯数と1世帯当たりの人数



資料：国勢調査

母子世帯数と父子世帯数

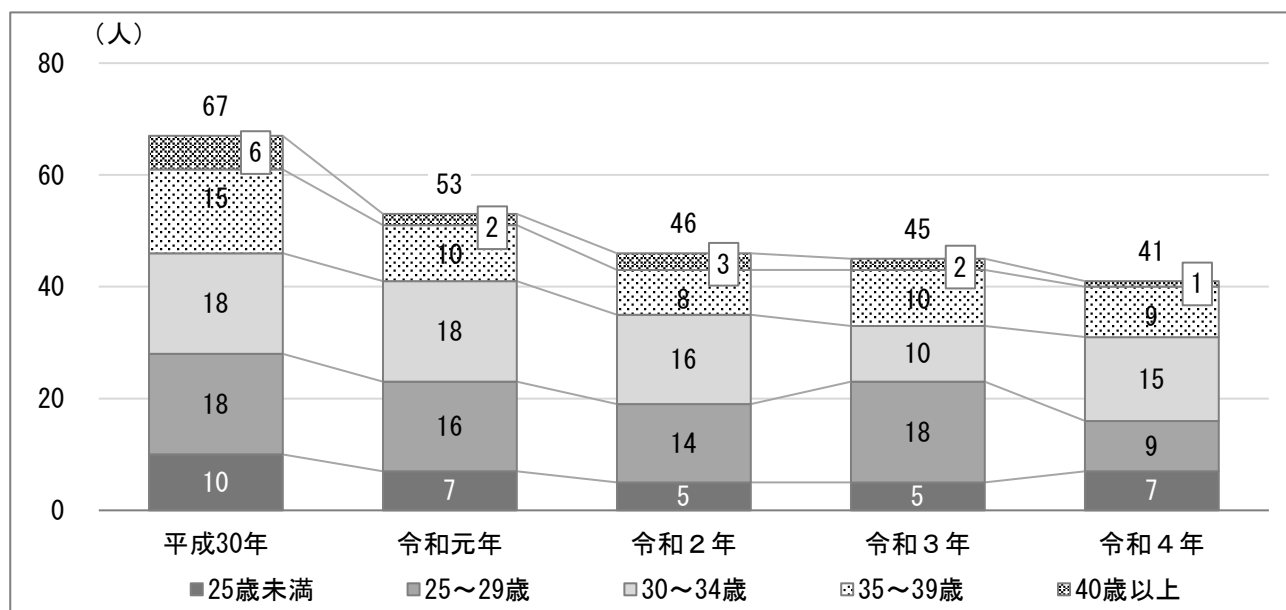


資料：国勢調査

(3) 母親年齢と出生数の動向

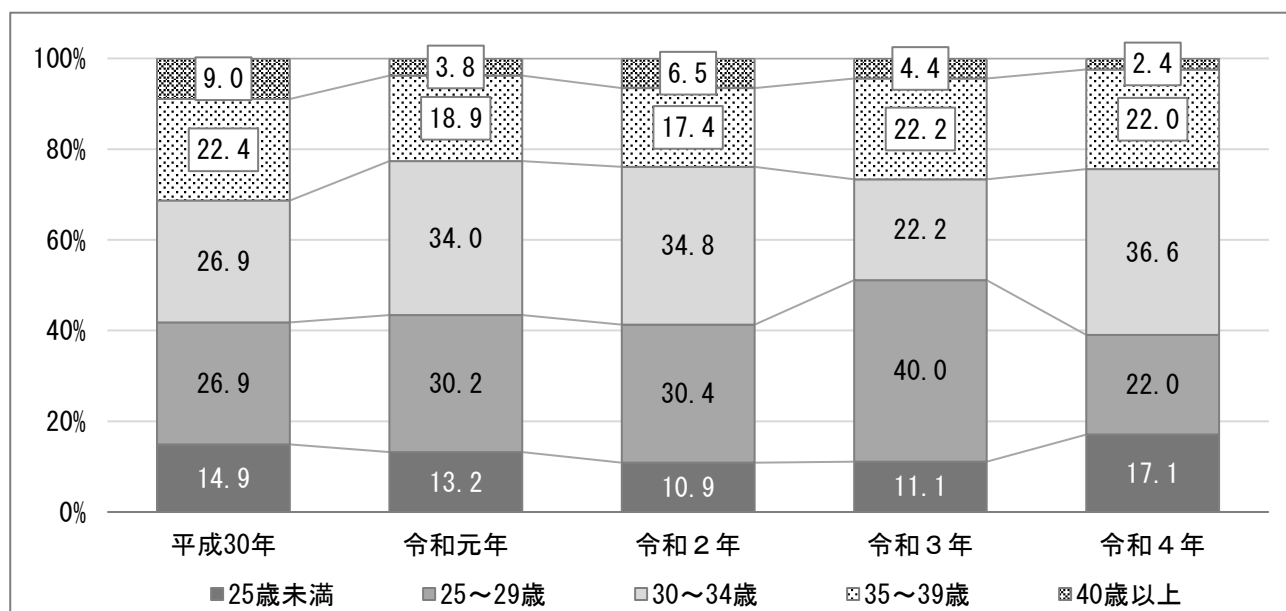
出生数は年々減少傾向にあり、産まれてくることものの人数は減少しています。令和3（2021）年と令和4（2022）年と比較すると、母親年齢と出生数の関係及び母親年齢と出生割合の関係で、「25歳未満」と「30～34歳」の層は増加しています。

母親年齢と出生数



資料：人口動態調査

母親年齢と出生数の割合



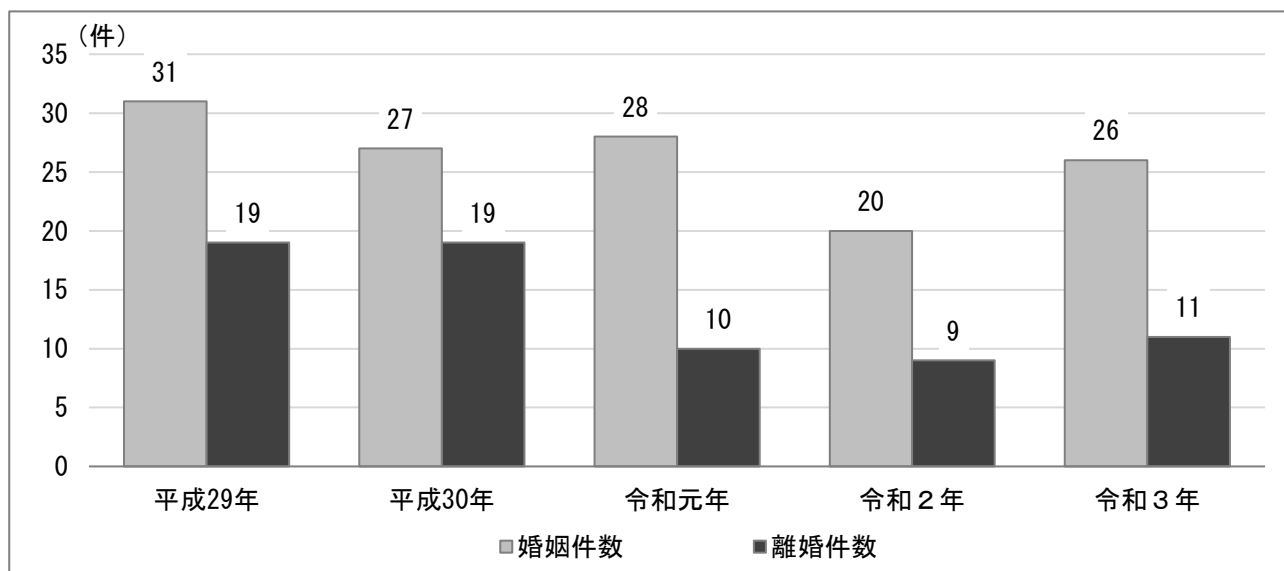
資料：人口動態調査

(4) 婚姻件数と離婚件数の動向

令和2（2020）年と令和3（2021）年を比較すると、婚姻件数及び離婚件数が増加しています。

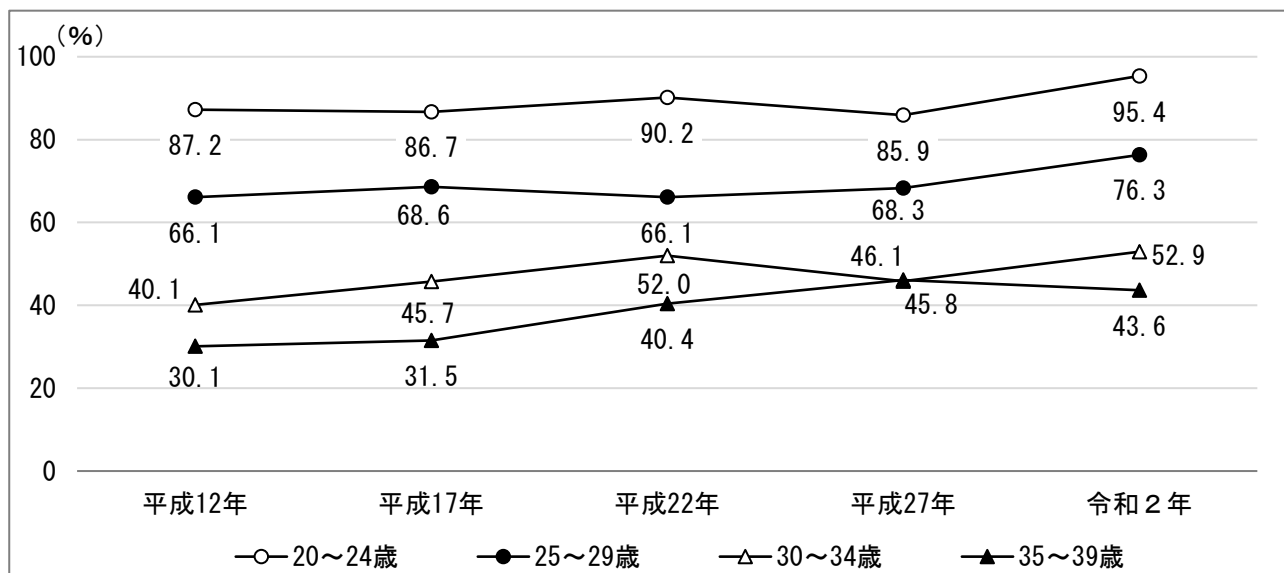
年代別の未婚率では、男女ともに35歳～39歳の年代層を除いて、未婚率が上昇傾向にあり、晩婚化や未婚化の流れとなっています。

婚姻件数と離婚件数



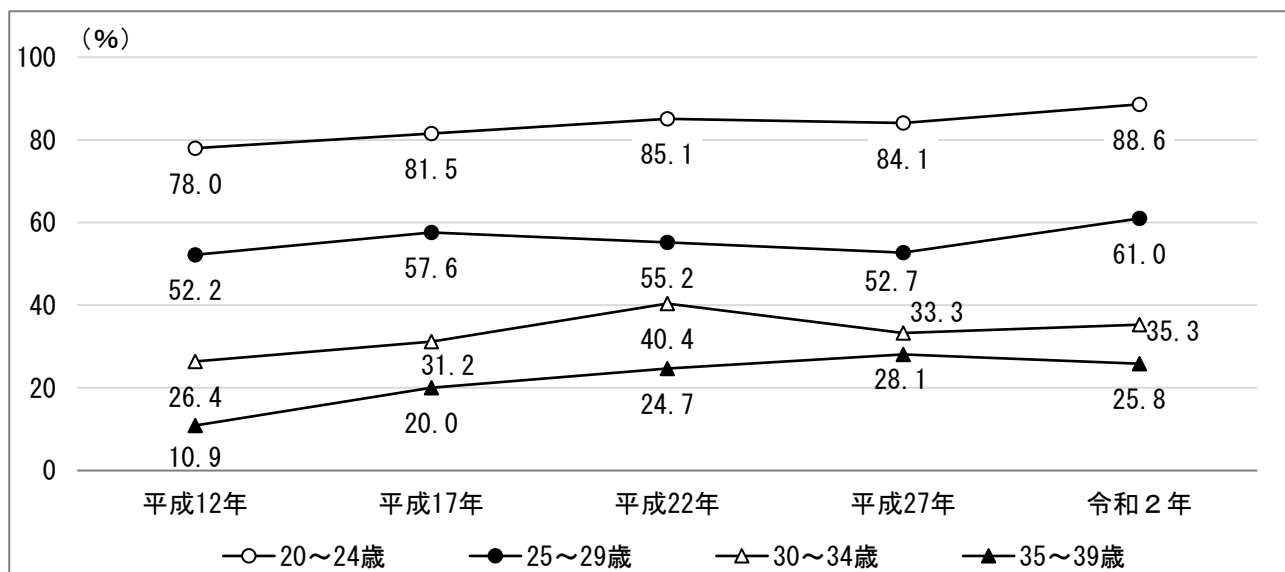
資料：都道府県・市区町村のすがた（社会・人口統計体系）

年代別未婚率（男性）



資料：国勢調査

年代別未婚率（女性）



資料：国勢調査

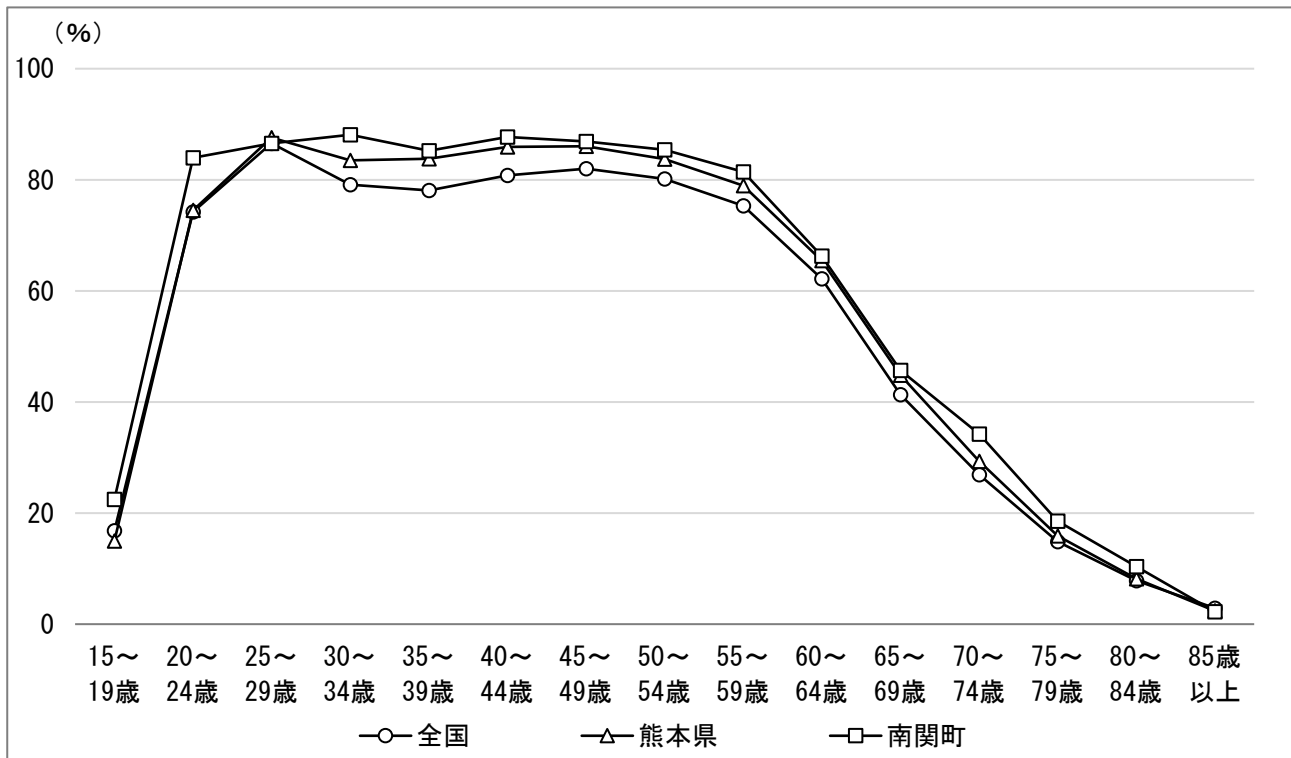


(5) 女性の就労状況

南関町の女性の年齢階級別労働力率を、全国平均・熊本県平均と比較すると、ほぼすべての年齢層で上回っています。ただし、30～40代ではいわゆるM字カーブの傾向がみられ、結婚や出産を機にいったん離職し、育児が一段落したら再び働きだす女性が多いことが考えられます。

平成27(2015)年と令和2(2020)年を比較すると、ほとんどの年齢層で上昇しています。

女性の年齢階級別労働力率（全国、熊本県比較）

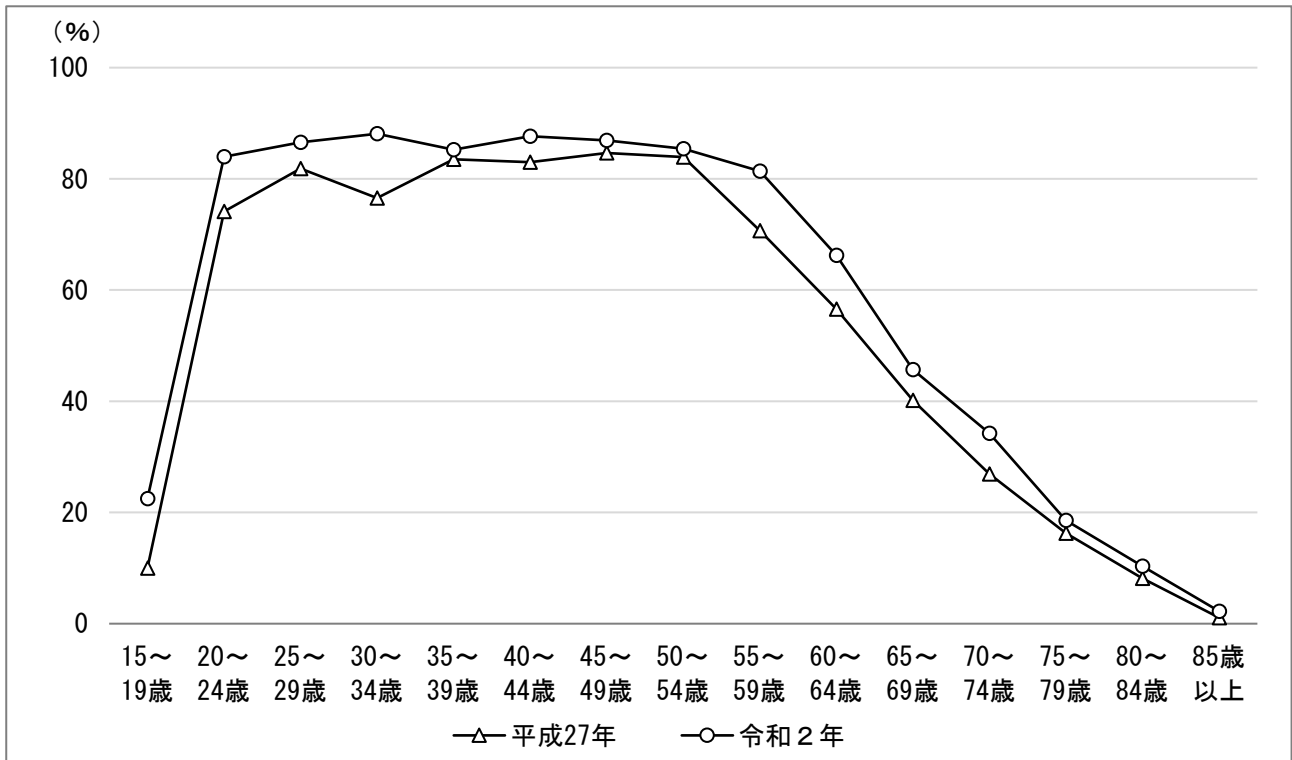


（単位：％）

	15 ～ 19 歳	20 ～ 24 歳	25 ～ 29 歳	30 ～ 34 歳	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 ～ 49 歳	50 ～ 54 歳	55 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 ～ 79 歳	80 ～ 84 歳	85 歳 以上
全国	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	41.3	26.9	14.9	7.8	2.9
熊本県	14.9	74.5	87.6	83.5	83.8	85.9	86.0	83.7	79.0	65.5	44.9	29.3	15.9	8.2	2.4
南関町	22.5	84.0	86.6	88.1	85.2	87.7	86.9	85.4	81.4	66.3	45.7	34.2	18.6	10.3	2.2

資料：国勢調査

女性の年齢階級別労働力率（平成27年・令和2年比較）



（単位：％）

	15 ～ 19 歳	20 ～ 24 歳	25 ～ 29 歳	30 ～ 34 歳	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 ～ 49 歳	50 ～ 54 歳	55 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 ～ 79 歳	80 ～ 84 歳	85 歳 以上
平成 27年	10.0	74.1	81.8	76.5	83.5	83.0	84.6	83.9	70.7	56.6	40.2	26.9	16.3	8.1	1.1
令和 2年	22.5	84.0	86.6	88.1	85.2	87.7	86.9	85.4	81.4	66.3	45.7	34.2	18.6	10.3	2.2

資料：国勢調査

2 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的

国のこども大綱及び県のこども計画を勘案した本計画を策定するに当たって、こどもや、こどもがいる家庭に意見聴取等を行いました。本計画が、こどもの意見を踏まえ、地域の実情を反映した実効性の高い計画となることを目的としています。

(2) 調査対象者及び調査方法

①就学前児童保護者

調査対象：南関町在住の就学前のこどもがいる家庭

調査方法：郵送配布・郵送回収、インターネットによる回答

②就学児童保護者

調査対象：南関町在住の小学生のこどもがいる家庭

調査方法：学校または郵送配布・郵送回収、インターネットによる回答

③12～39 歳

調査対象：南関町在住の 12～39 歳

調査方法：郵送配布・郵送回収、インターネットによる回答

(3) 調査の期間

令和6年7月25日から令和6年8月18日

(4) 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
①就学前児童保護者	207 通	100 件	48.3%
②就学児童保護者	225 通	97 件	43.1%
③12～39 歳	756 通	233 件	30.8%

(5) 調査結果の表記及び注意点

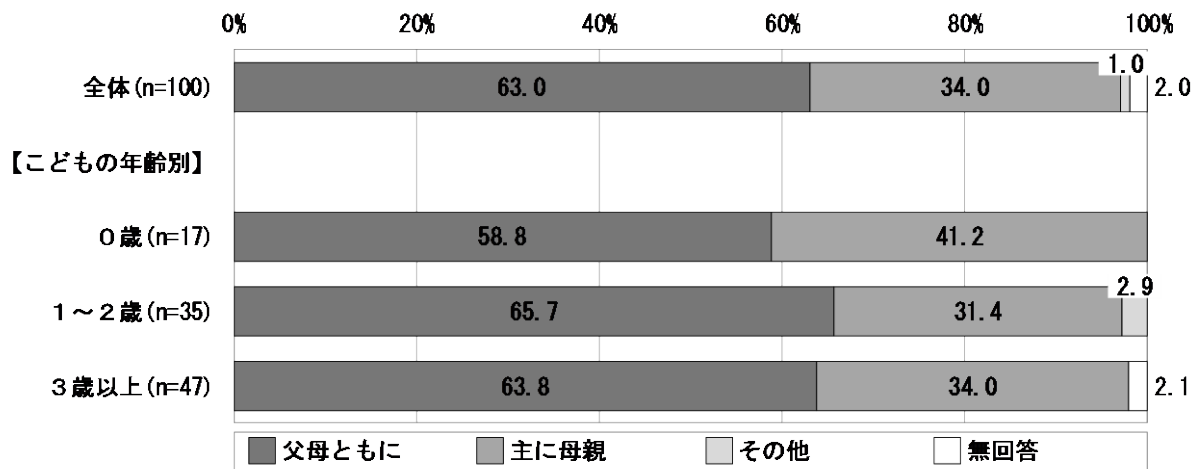
- ・比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。したがって合計が100.0%を上下する場合があります。
- ・基数となるべき実数(回収者数)は、“全体(n=〇〇)”として掲載し、各比率は回答者数を100.0%として算出しました。なお、「n」はnumber of caseの略で、設問の回答数です。
- ・1人の回答者が2つ以上の回答を出しても良い設問では、各回答の合計比率が100.0%を超える場合があります。
- ・本文や図表中の選択肢表記は、語句を短縮・簡略化している場合があります。

(6) 調査結果の概要

①就学前児童保護者

1) こどもの子育て（教育を含む）を主に行っている人について

全体では、「父母ともに」が63.0%と最も高く、「主に母親」が34.0%と続いています。

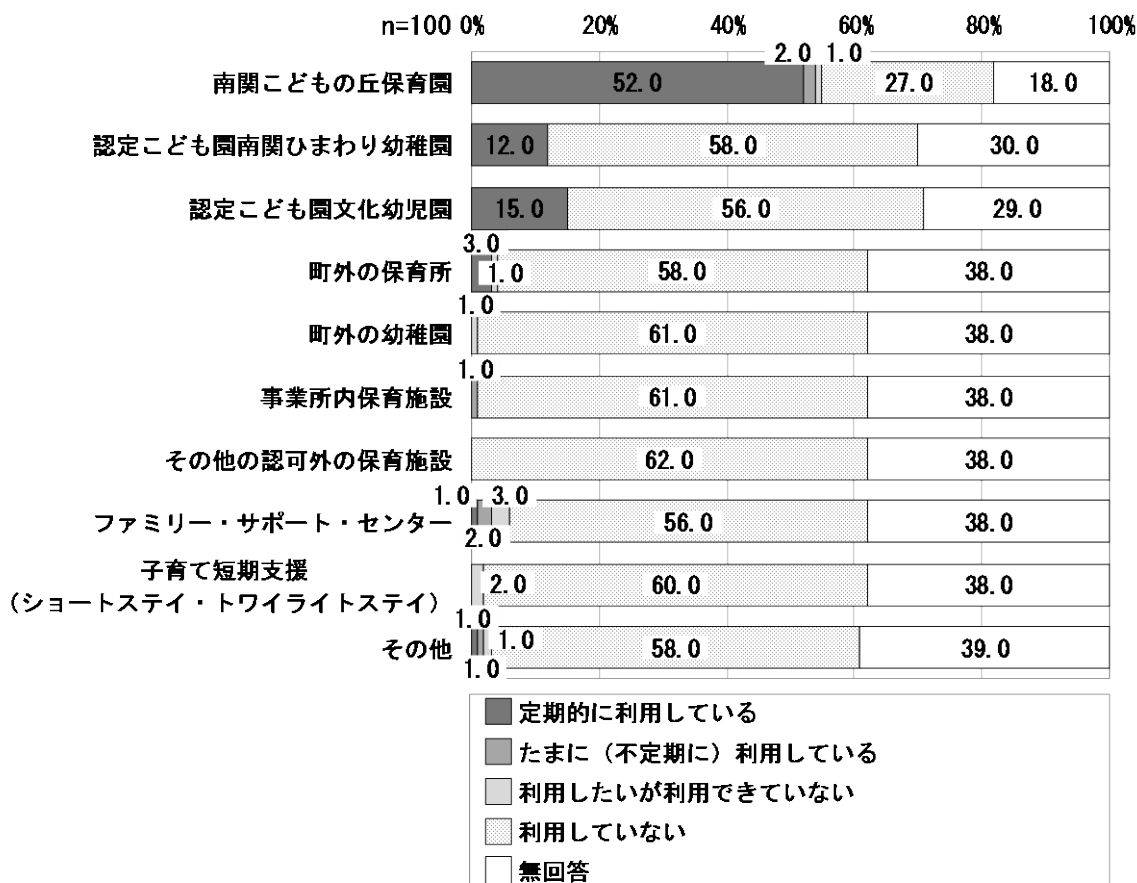


※「主に父親」「主に祖父母」との回答はみられません

2) こどもの「定期的」な教育・保育の利用状況について

現在利用している事業で「定期的に利用している」の割合をみると＜南関こどもの丘保育園＞が52.0%と最も高く、＜認定こども園文化幼児園＞が15.0%、＜認定こども園南関ひまわり幼稚園＞が12.0%と続いています。

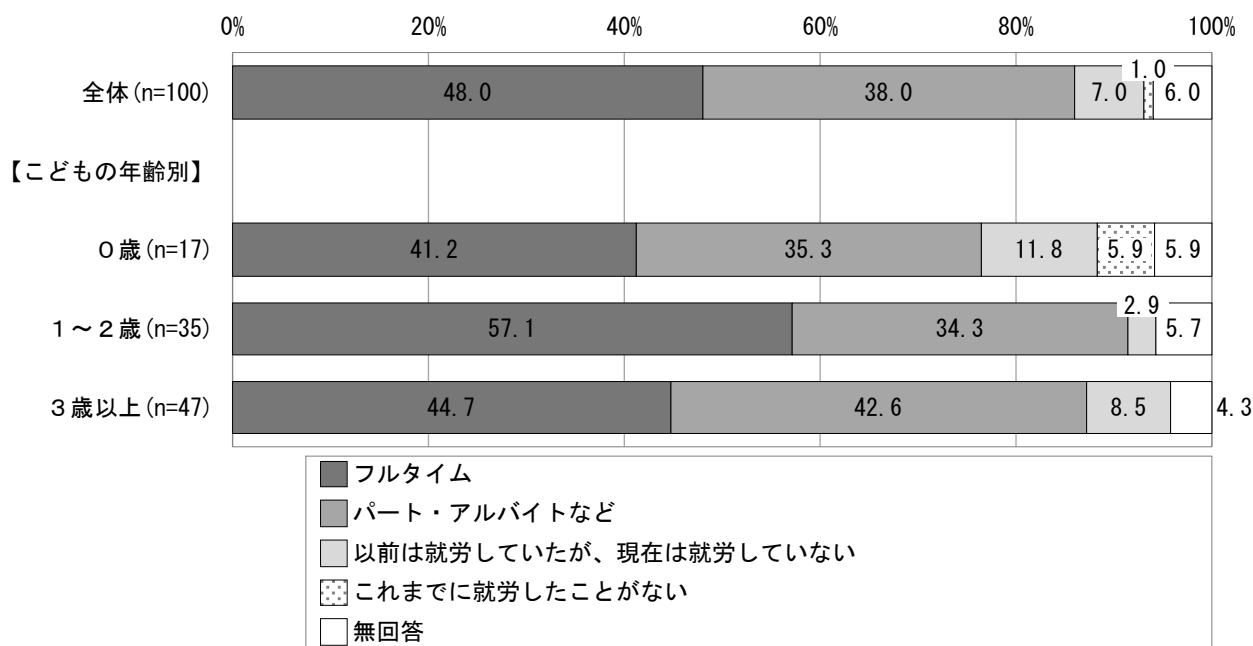
その他の事業の定期的な利用は少なくなっています。



3) 母親の現在の就労形態について

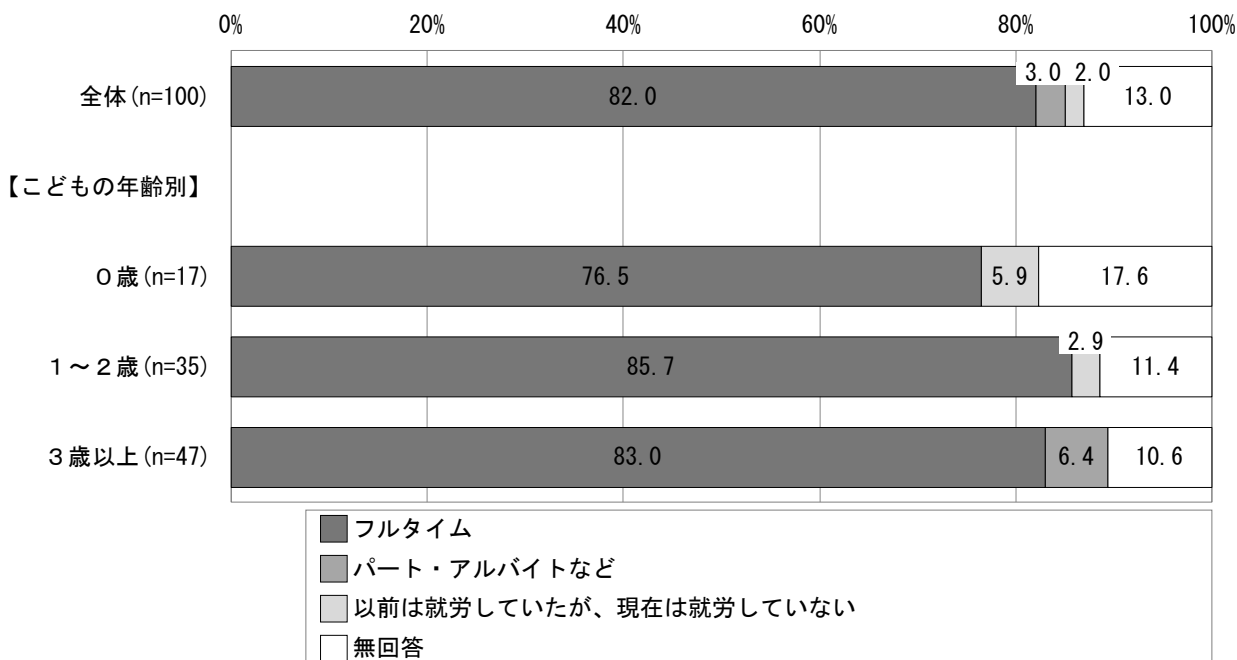
全体では、「フルタイム」が48.0%と最も高く、「パート・アルバイトなど」が38.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が7.0%と続いています。

こどもの年齢別では、1～2歳で「フルタイム」が57.1%と高くなっています。



4) 父親の現在の就労形態について

全体では、「フルタイム」が82.0%と最も高く、「パート・アルバイトなど」が3.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が2.0%と続いています。

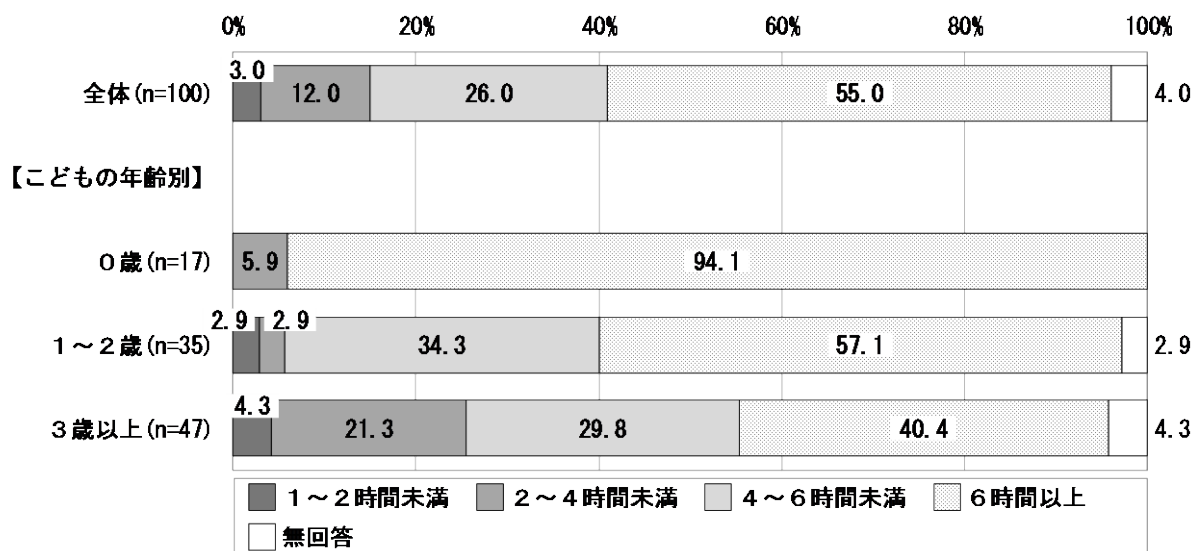


※「これまでに就労したことがない」との回答はみられません

5) 平日に、母親が子どもと一緒に過ごす時間について

全体では、「6時間以上」が55.0%と最も高く、「4～6時間未満」が26.0%、「2～4時間未満」が12.0%と続いています。

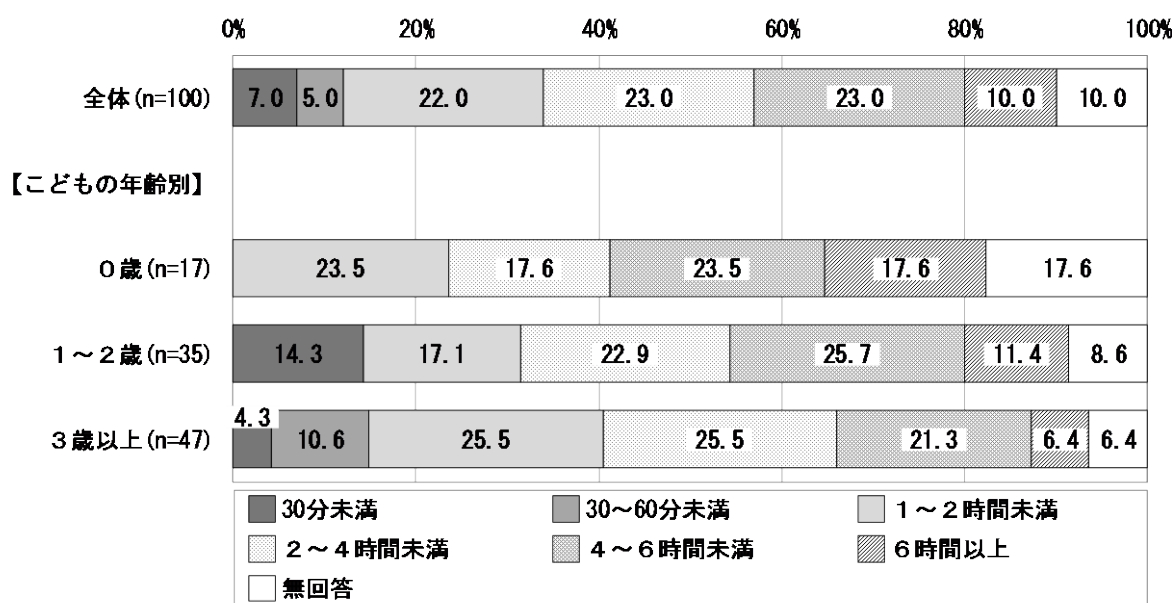
子どもの年齢別では、子どもの年齢が下がるほど「6時間以上」の割合が高くなる傾向にあります。



※「30分未満」「30～60分未満」との回答はみられません

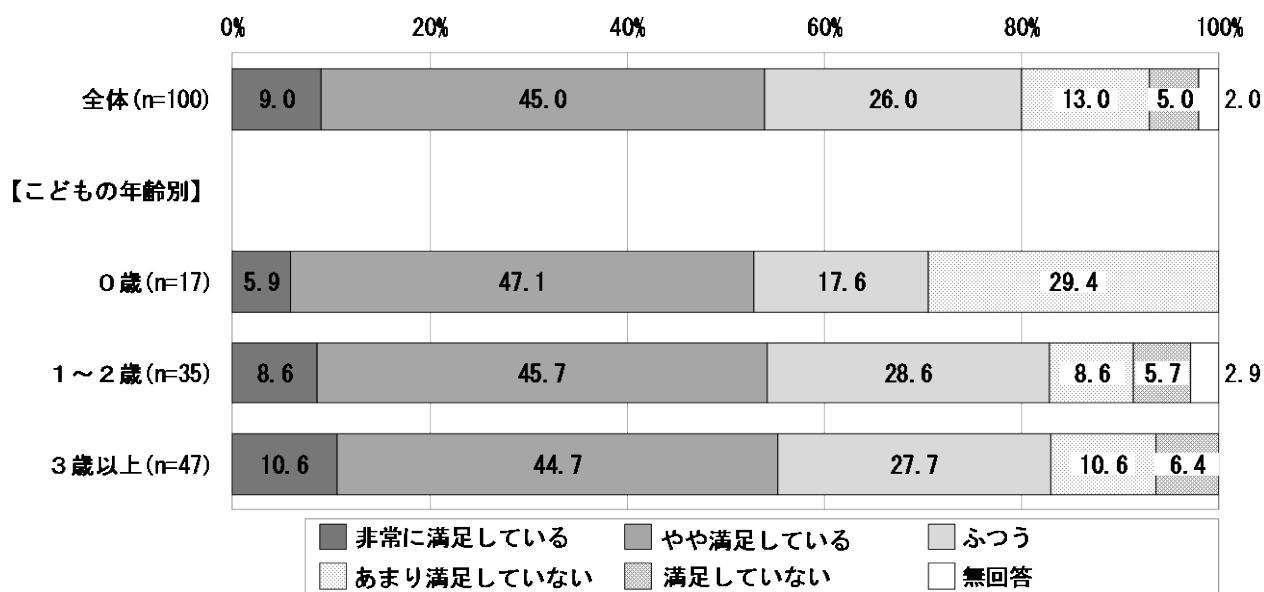
6) 平日に、父親が子どもと一緒に過ごす時間について

全体では、「2～4時間未満」と「4～6時間未満」が、それぞれ23.0%と最も高く、「1～2時間未満」が22.0%と続いています。



7) 在住地域における、子育て環境や支援への満足度について

全体では、「やや満足している」が45.0%と最も高く、「ふつう」が26.0%、「あまり満足していない」が13.0%と続いています。

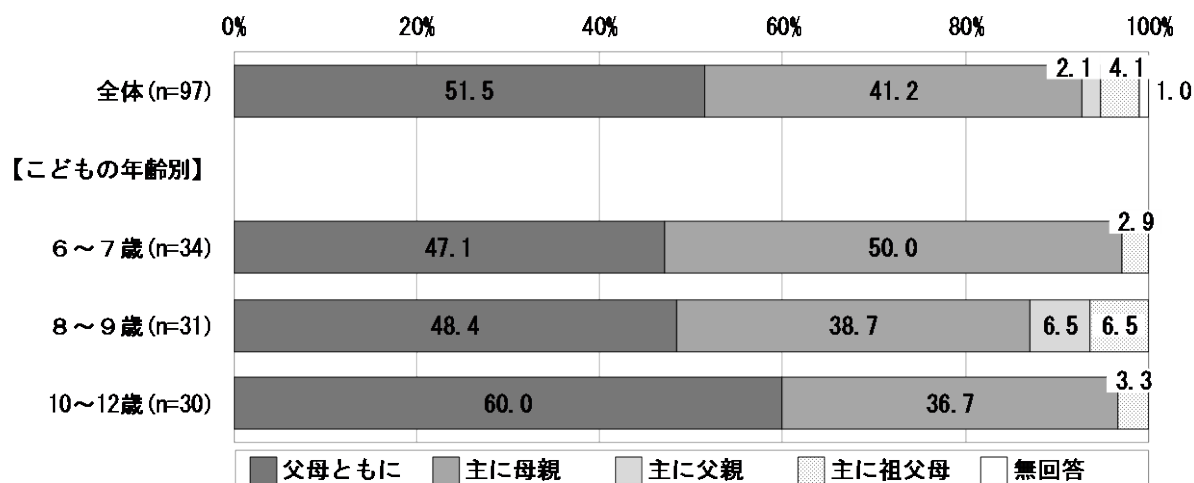


②就学児童保護者

1) こどもの子育て（教育を含む）を主に行っている人について

全体では、「父母ともに」が51.5%と最も高く、「主に母親」が41.2%、「主に祖父母」が4.1%と続いています。

こどもの年齢別では、こどもの年齢が上がるほど「父母ともに」の割合が高くなる傾向にあります。

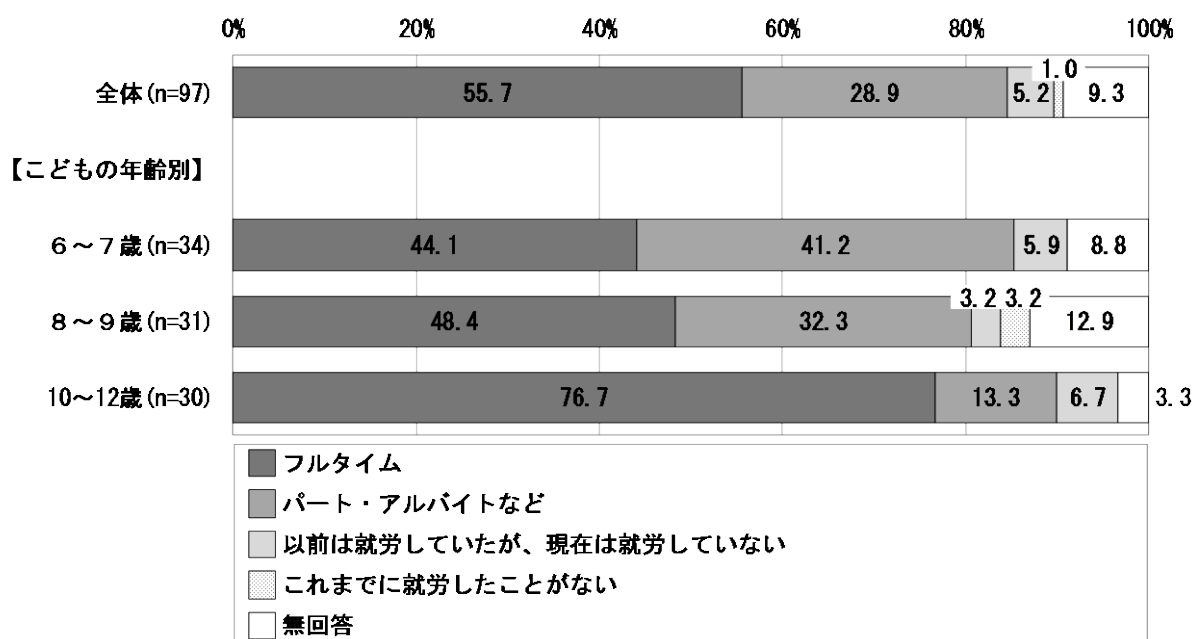


※「その他」との回答はみられません

2) 母親の就労形態について

全体では、「フルタイム」が55.7%と最も高く、「パート・アルバイトなど」が28.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が5.2%と続いています。

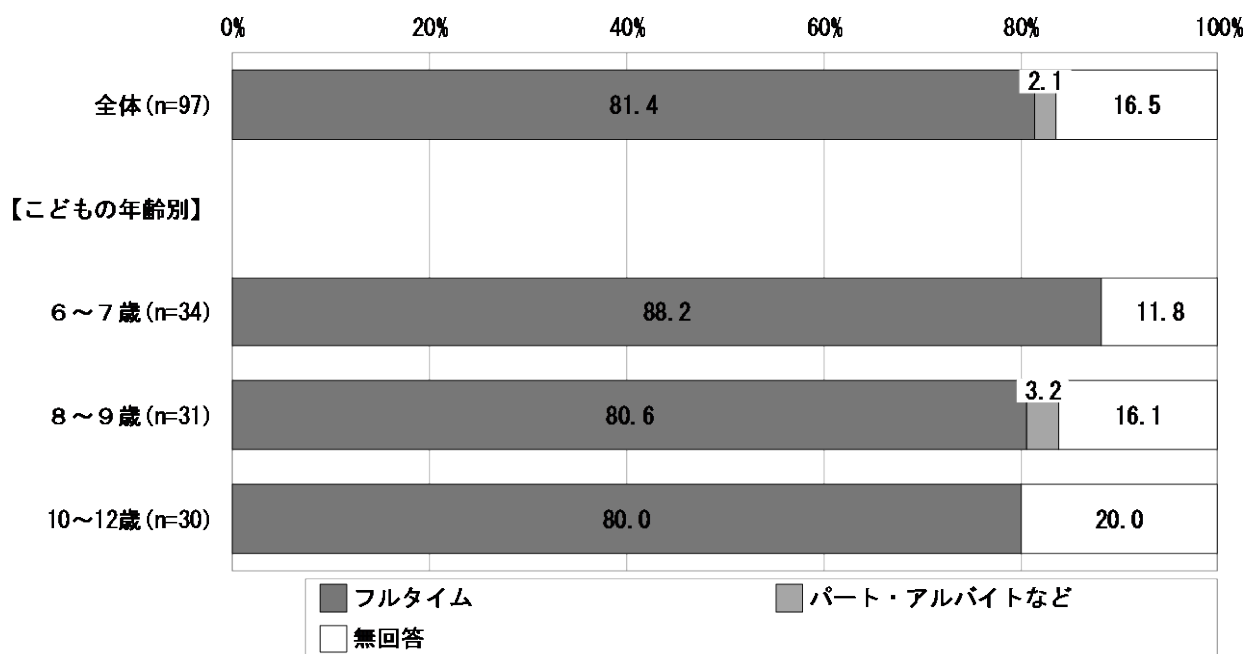
こどもの年齢別では、こどもの年齢が上がるほど「フルタイム」の割合が高くなる傾向にあります。



3) 父親の就労形態について

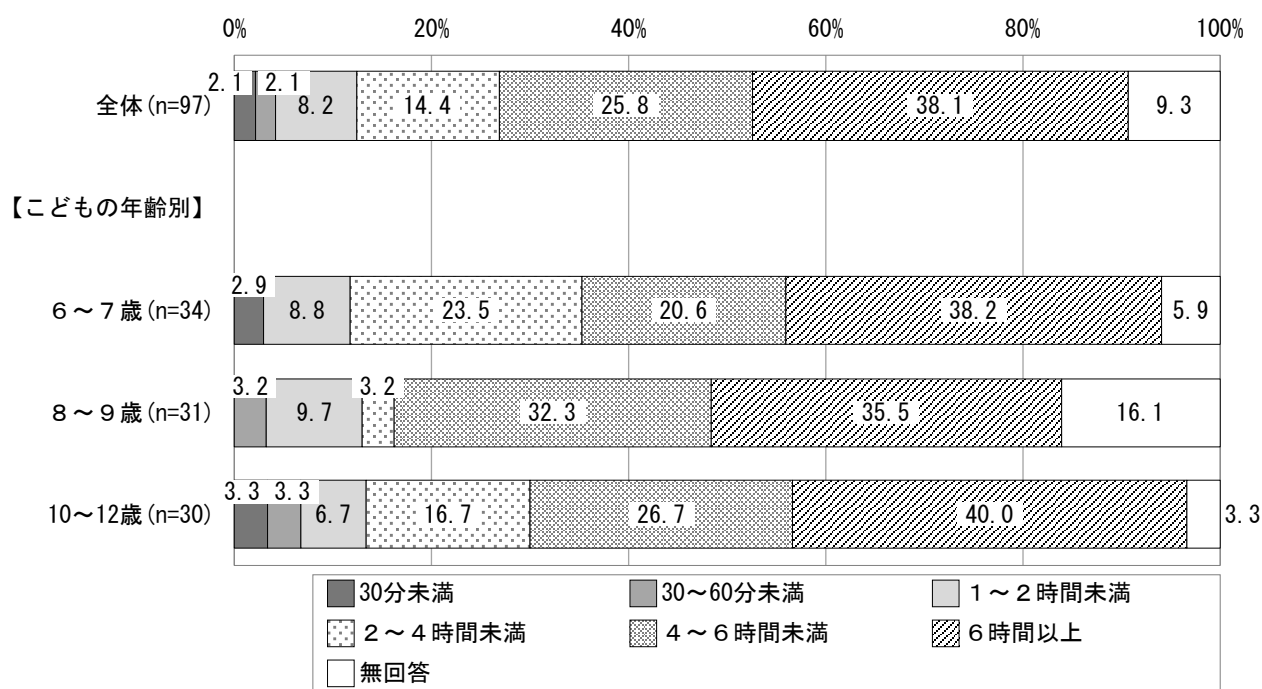
全体では、「フルタイム」が81.4%と最も高く、「パート・アルバイトなど」が2.1%と続いています。

こどもの年齢別では、こどもの年齢が下がるほど「フルタイム」の割合が高くなる傾向にあります。



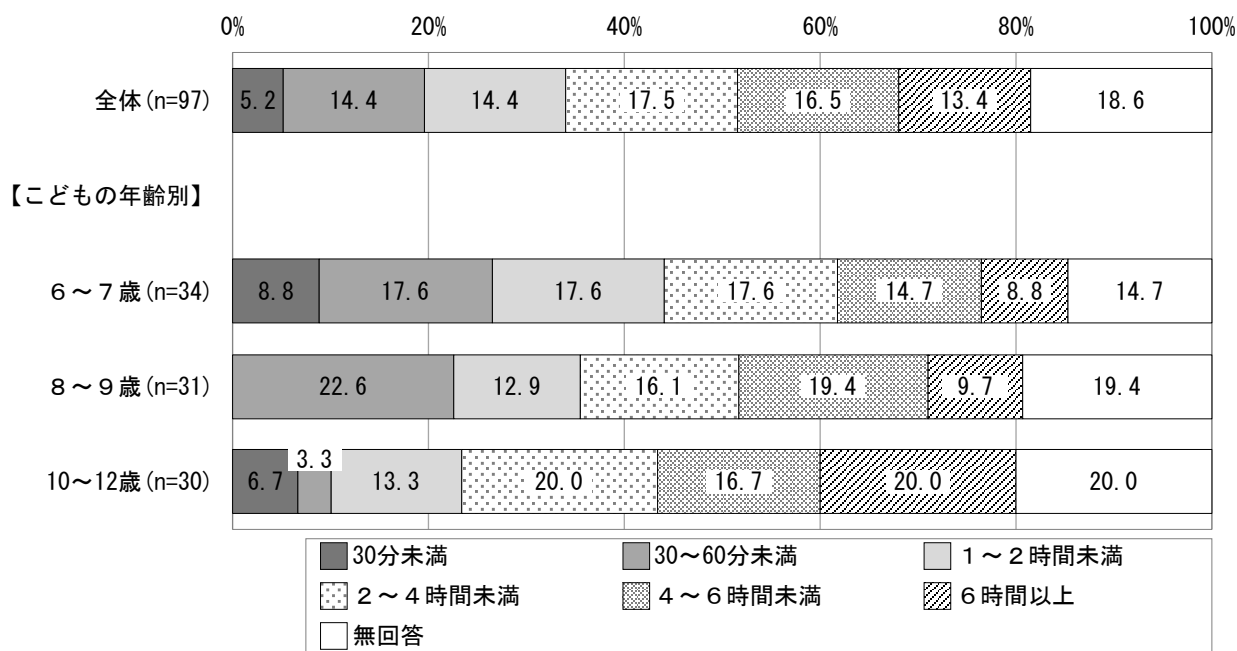
4) 平日に、母親が子どもと一緒に過ごす時間について

全体では、「6時間以上」が38.1%と最も高く、「4～6時間未満」が25.8%、「2～4時間未満」が14.4%と続いています。



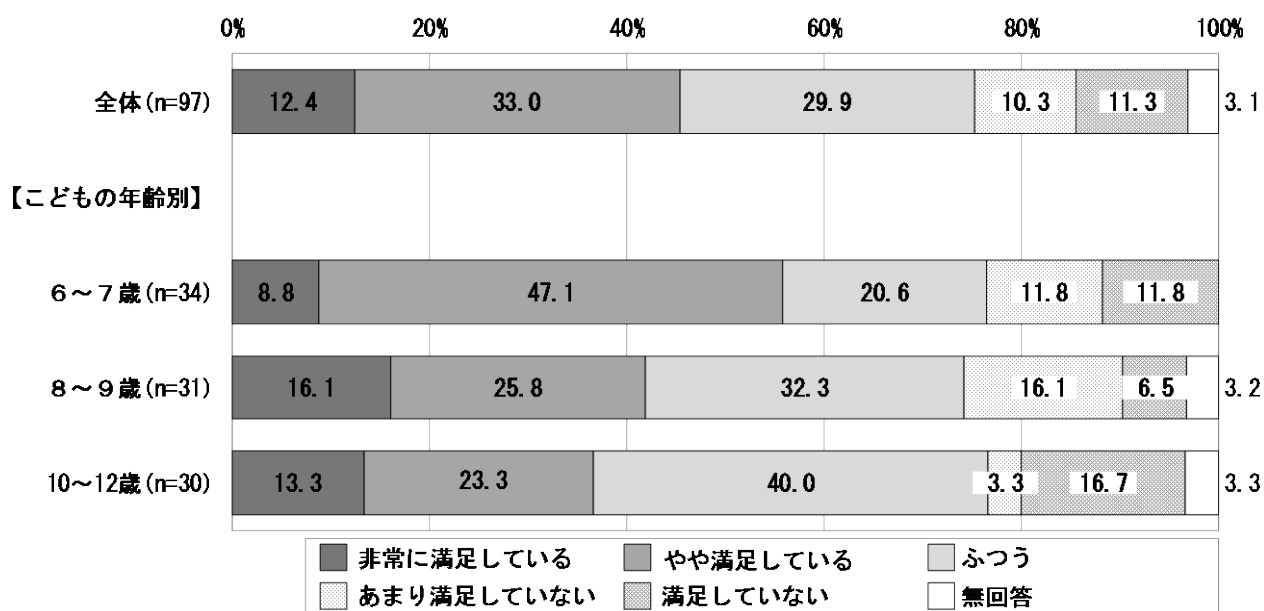
5) 平日に、父親が子どもと一緒に過ごす時間について

全体では、「2～4時間未満」が17.5%と最も高く、「4～6時間未満」が16.5%、「30～60分未満」と「1～2時間未満」が、それぞれ14.4%と続いています。



6) 在住地域における、子育て環境や支援への満足度について

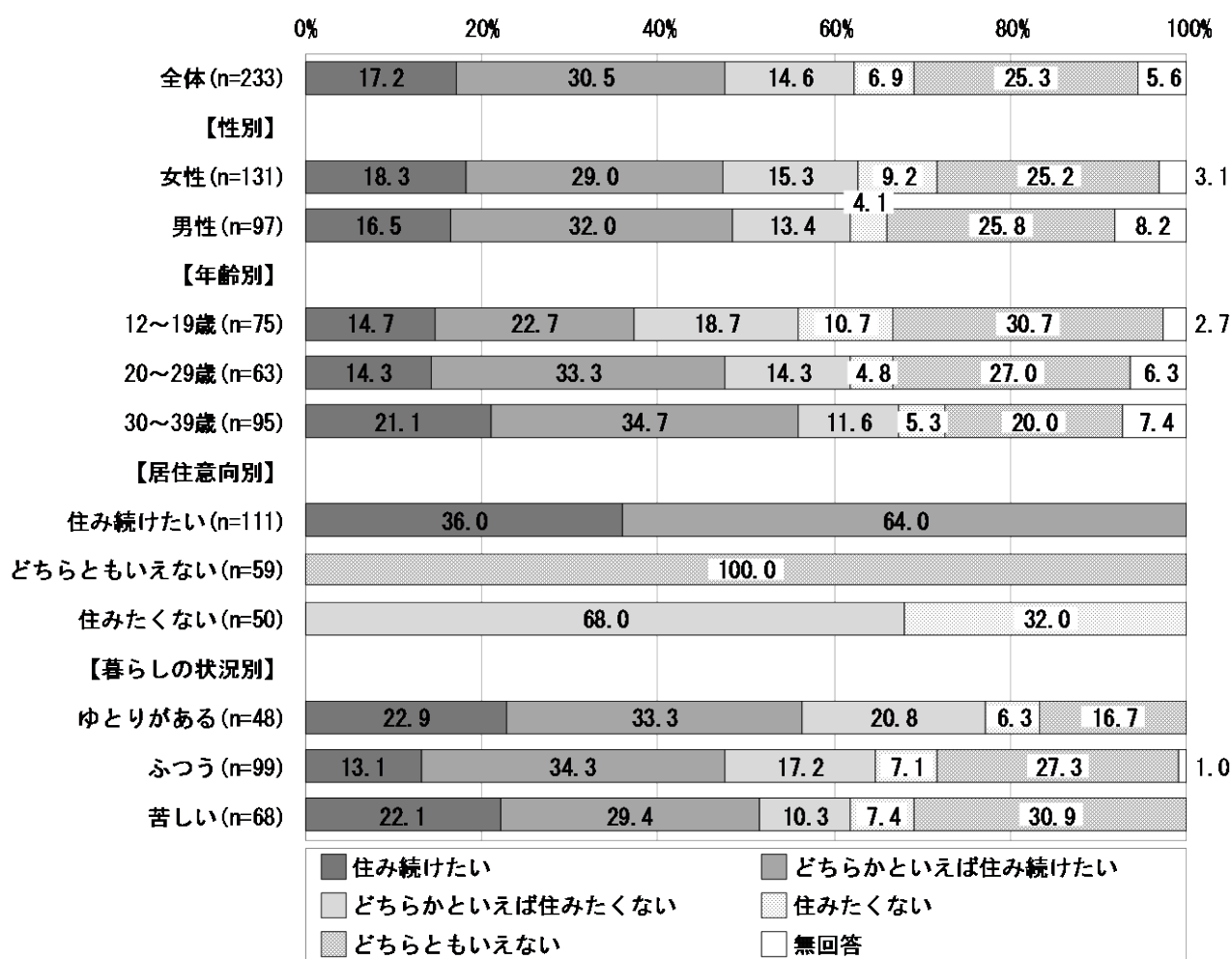
全体では、「やや満足している」が33.0%と最も高く、「ふつう」が29.9%、「非常に満足している」が12.4%と続いています。



③12～39 歳

1) 南関町にこれからも住んでいたいと思うかについて

全体では、「どちらかといえば住み続けたい」が 30.5%と最も高く、「どちらともいえない」が 25.3%、「住み続けたい」が 17.2%と続いています。「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」を合わせた『南関町に住み続けたい』は 47.7%となっています。一方、「どちらかといえば住みたくない」と「住みたくない」を合わせた『南関町に住みたくない』は 21.5%となっています。



2) 外出状況が現在の状態となって、どのくらい経つかについて

外出の状況についての質問に、「人づきあいのためにときどき（週に3日未満）外出する」「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、ほとんど家からは出ない」「自室からほとんど出ない」と回答した人についての質問です。

全体では、「わからない」が25.0%と最も高く、「2年～3年未満」が19.4%、「10年以上」が13.9%と続いています。

(%)	3 か 月 未 満	3 か 月 ～ 6 か 月 未 満	6 か 月 ～ 1 年 未 満	1 年 ～ 2 年 未 満	2 年 ～ 3 年 未 満	3 年 ～ 5 年 未 満	5 年 ～ 7 年 未 満	7 年 ～ 1 0 年 未 満	1 0 年 以 上	わ か ら な い	無 回 答
全体 (n=36)	11.1	5.6	5.6	2.8	19.4	2.8	2.8	5.6	13.9	25.0	5.6
【性別】											
女性 (n=18)	11.1	5.6	5.6	5.6	22.2	0.0	5.6	5.6	16.7	22.2	0.0
男性 (n=17)	11.8	5.9	5.9	0.0	17.6	5.9	0.0	0.0	11.8	29.4	11.8
【年齢別】											
12～19歳 (n=17)	17.6	5.9	5.9	0.0	17.6	0.0	0.0	0.0	0.0	47.1	5.9
20～29歳 (n=7)	14.3	14.3	0.0	0.0	28.6	14.3	0.0	0.0	14.3	14.3	0.0
30～39歳 (n=12)	0.0	0.0	8.3	8.3	16.7	0.0	8.3	16.7	33.3	0.0	8.3
【居住意向別】											
住み続けたい (n=12)	8.3	0.0	8.3	8.3	25.0	0.0	0.0	8.3	8.3	25.0	8.3
どちらともいえない (n=13)	15.4	7.7	7.7	0.0	7.7	7.7	0.0	0.0	23.1	30.8	0.0
住みたくない (n=10)	10.0	10.0	0.0	0.0	30.0	0.0	10.0	10.0	10.0	20.0	0.0
【暮らしの状況別】											
ゆとりがある (n=10)	0.0	10.0	10.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	20.0	50.0	0.0
ふつう (n=11)	9.1	9.1	0.0	9.1	27.3	0.0	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1
苦しい (n=12)	25.0	0.0	8.3	0.0	16.7	8.3	0.0	8.3	16.7	16.7	0.0

3) どのような場所であれば居場所になると思うかについて

全体では、「いつでも行きたいときに行ける」が 69.5%と最も高く、「好きなことをして自由に過ごせる」が 60.5%、「長い時間いられる」が 57.5%と続いています。

年齢別では、年齢が下がるほど「いつでも行きたいときに行ける」の割合が高くなる傾向にあります。

(%)	いつでも行きたいときに行ける	好きなことをして自由に過ごせる	長い時間いられる	ありのままですぐに本音を出せたりする	話の合う人や趣味の合う人に会える	静か	悩み事を相談できる	一人で過ごせる	上下関係が気にならない	干渉しすぎず手助けしてくれる大人がいる	新しいことを学んだり、チャレンジしたりできる	秘密を言える	にぎやか	様々な人と出会える	その他	無回答
全体 (n=233)	69.5	60.5	57.5	52.4	40.8	36.9	33.0	32.6	31.8	24.9	19.7	18.9	15.0	15.0	1.7	7.7
【性別】																
女性 (n=131)	70.2	58.8	59.5	58.0	42.0	35.9	39.7	34.4	30.5	26.7	21.4	24.4	14.5	16.0	1.5	8.4
男性 (n=97)	69.1	61.9	55.7	42.3	40.2	38.1	22.7	30.9	32.0	21.6	17.5	12.4	16.5	13.4	2.1	7.2
【年齢別】																
12～19歳 (n=75)	70.7	65.3	60.0	61.3	46.7	40.0	41.3	29.3	48.0	33.3	25.3	24.0	25.3	26.7	1.3	4.0
20～29歳 (n=63)	69.8	61.9	65.1	49.2	41.3	27.0	30.2	28.6	23.8	17.5	14.3	19.0	12.7	6.3	1.6	9.5
30～39歳 (n=95)	68.4	55.8	50.5	47.4	35.8	41.1	28.4	37.9	24.2	23.2	18.9	14.7	8.4	11.6	2.1	9.5
【居住意向別】																
住み続けたい (n=111)	74.8	64.0	60.4	55.9	38.7	36.0	32.4	29.7	32.4	23.4	19.8	15.3	17.1	14.4	1.8	1.8
どちらともいえない (n=59)	67.8	66.1	55.9	49.2	47.5	39.0	32.2	39.0	28.8	28.8	16.9	16.9	10.2	20.3	3.4	5.1
住みたくない (n=50)	74.0	60.0	66.0	60.0	48.0	46.0	44.0	40.0	42.0	30.0	26.0	34.0	20.0	14.0	0.0	4.0
【暮らしの状況別】																
ゆとりがある (n=48)	83.3	64.6	64.6	60.4	43.8	39.6	37.5	31.3	45.8	20.8	27.1	25.0	25.0	22.9	2.1	2.1
ふつう (n=99)	68.7	69.7	61.6	61.6	50.5	39.4	38.4	36.4	35.4	31.3	22.2	22.2	18.2	15.2	2.0	3.0
苦しい (n=68)	75.0	54.4	58.8	42.6	30.9	36.8	29.4	30.9	20.6	20.6	13.2	13.2	5.9	10.3	1.5	2.9

4) 家族の中に、世話をしている人がいるかについて（お子さんがいる場合はお子さん以外で）

全体では、「きょうだい」が5.2%と最も高く、「母親」と「父親」が、それぞれ4.7%と続いています。

(%)	きょうだい	母親	父親	祖母	祖父	その他	世話をしている人はいない	無回答
全体 (n=233)	5.2	4.7	4.7	2.1	1.3	1.3	79.8	8.2
【性別】								
女性 (n=131)	6.9	5.3	4.6	3.8	2.3	2.3	77.1	8.4
男性 (n=97)	3.1	3.1	4.1	0.0	0.0	0.0	83.5	8.2
【年齢別】								
12～19歳 (n=75)	8.0	4.0	0.0	0.0	0.0	2.7	82.7	5.3
20～29歳 (n=63)	3.2	3.2	3.2	3.2	0.0	1.6	85.7	7.9
30～39歳 (n=95)	4.2	6.3	9.5	3.2	3.2	0.0	73.7	10.5
【居住意向別】								
住み続けたい (n=111)	6.3	8.1	7.2	4.5	2.7	0.9	79.3	5.4
どちらともいえない (n=59)	6.8	1.7	1.7	0.0	0.0	1.7	84.7	5.1
住みたくない (n=50)	2.0	2.0	4.0	0.0	0.0	2.0	86.0	4.0
【暮らしの状況別】								
ゆとりがある (n=48)	8.3	8.3	6.3	6.3	0.0	6.3	77.1	2.1
ふつう (n=99)	4.0	1.0	2.0	1.0	2.0	0.0	85.9	7.1
苦しい (n=68)	5.9	7.4	7.4	1.5	1.5	0.0	80.9	4.4

5) 意見を伝えたいと思わない(思えない)理由について

南関町がまちづくり等を行うに当たって、自分の意見や思いを伝えたいと思ったことはあるかとの質問に、「あまりない」「ない」と回答した人への質問です。

全体では、「どう意見を伝えればいいのかわからないから」が43.4%と最も高く、「自治体は何をしているか、どんな人がいるかわからないから」が33.8%、「自治体に意見を伝えても反映されないから」が31.0%と続いています。

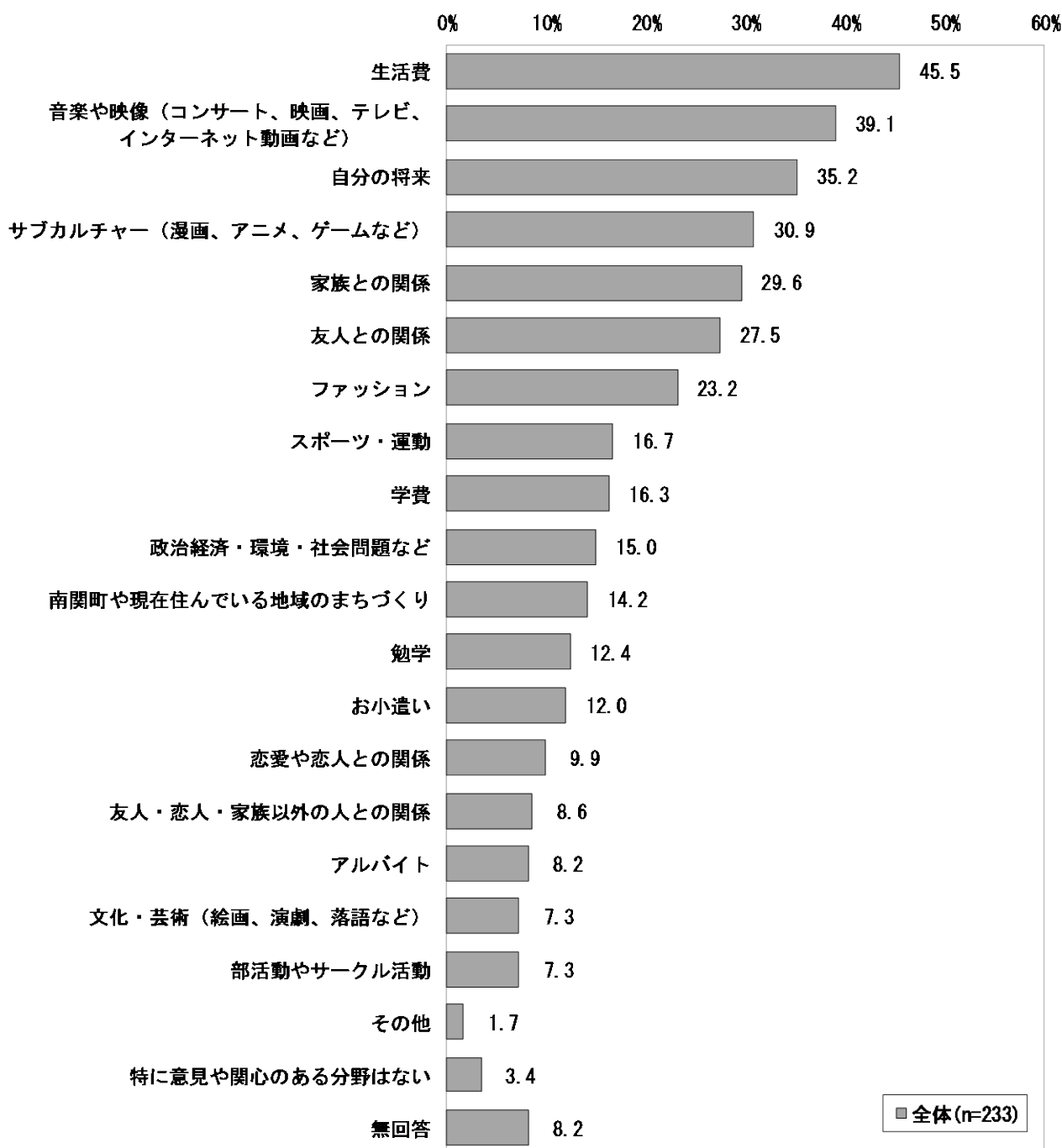
性別では「どう意見を伝えればいいのかわからないから」は、男性(56.3%)が女性(32.1%)を24.2ポイント上回っています。

居住意向別では、住みたくないで「自治体に意見を伝えても反映されないから」が40.0%と高くなっています。

(%)	わからないから	どんな人がいるかわからないから	自治体は何をしているかわからないから	自治体に意見を伝えても反映されないから	自分の意見に自信がないから	意見を伝えるほどの余裕がないから	自治体に意見を伝えることのハードルが高いから	伝えたい意見がどう扱われるかわからないから	意見を伝えるのが恥ずかしいから	自分に意見を伝える資格はないと思うから	意見を伝えようと嫌な目にあうと思うから	その他	無回答
全体(n=145)	43.4	33.8	31.0	19.3	17.9	14.5	11.7	9.0	8.3	3.4	9.7	1.4	
【性別】													
女性(n=78)	32.1	32.1	29.5	16.7	14.1	14.1	11.5	9.0	7.7	5.1	12.8	1.3	
男性(n=64)	56.3	35.9	32.8	21.9	23.4	12.5	10.9	9.4	9.4	1.6	4.7	1.6	
【年齢別】													
12～19歳(n=54)	48.1	33.3	37.0	24.1	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	3.7	5.6	3.7	
20～29歳(n=40)	40.0	32.5	27.5	12.5	7.5	17.5	5.0	5.0	2.5	2.5	12.5	0.0	
30～39歳(n=51)	41.2	35.3	27.5	19.6	31.4	13.7	15.7	7.8	7.8	3.9	11.8	0.0	
【居住意向別】													
住み続けたい(n=69)	46.4	29.0	23.2	29.0	23.2	14.5	10.1	8.7	10.1	1.4	8.7	0.0	
どちらともいえない(n=44)	45.5	50.0	36.4	15.9	11.4	18.2	15.9	9.1	6.8	4.5	9.1	4.5	
住みたくない(n=30)	33.3	23.3	40.0	3.3	16.7	10.0	10.0	10.0	6.7	6.7	10.0	0.0	
【暮らしの状況別】													
ゆとりがある(n=28)	50.0	25.0	28.6	28.6	17.9	17.9	10.7	10.7	10.7	7.1	7.1	7.1	
ふつう(n=67)	37.3	31.3	26.9	14.9	14.9	16.4	10.4	7.5	10.4	1.5	13.4	0.0	
苦しい(n=45)	42.2	44.4	40.0	20.0	24.4	11.1	15.6	8.9	4.4	4.4	6.7	0.0	

6) 普段の生活の中で、どのようなことに意見や関心を持つことが多いかについて

全体では、「生活費」が 45.5%と最も高く、「音楽や映像（コンサート、映画、テレビ、インターネット動画など）」が 39.1%、「自分の将来」が 35.2%と続いています。



前ページの設問について、上位 10 位の回答を属性別にみると、性別では「音楽や映像（コンサート、映画、テレビ、インターネット動画など）」は、女性（43.5%）が男性（33.0%）を 10.5 ポイント上回っています。

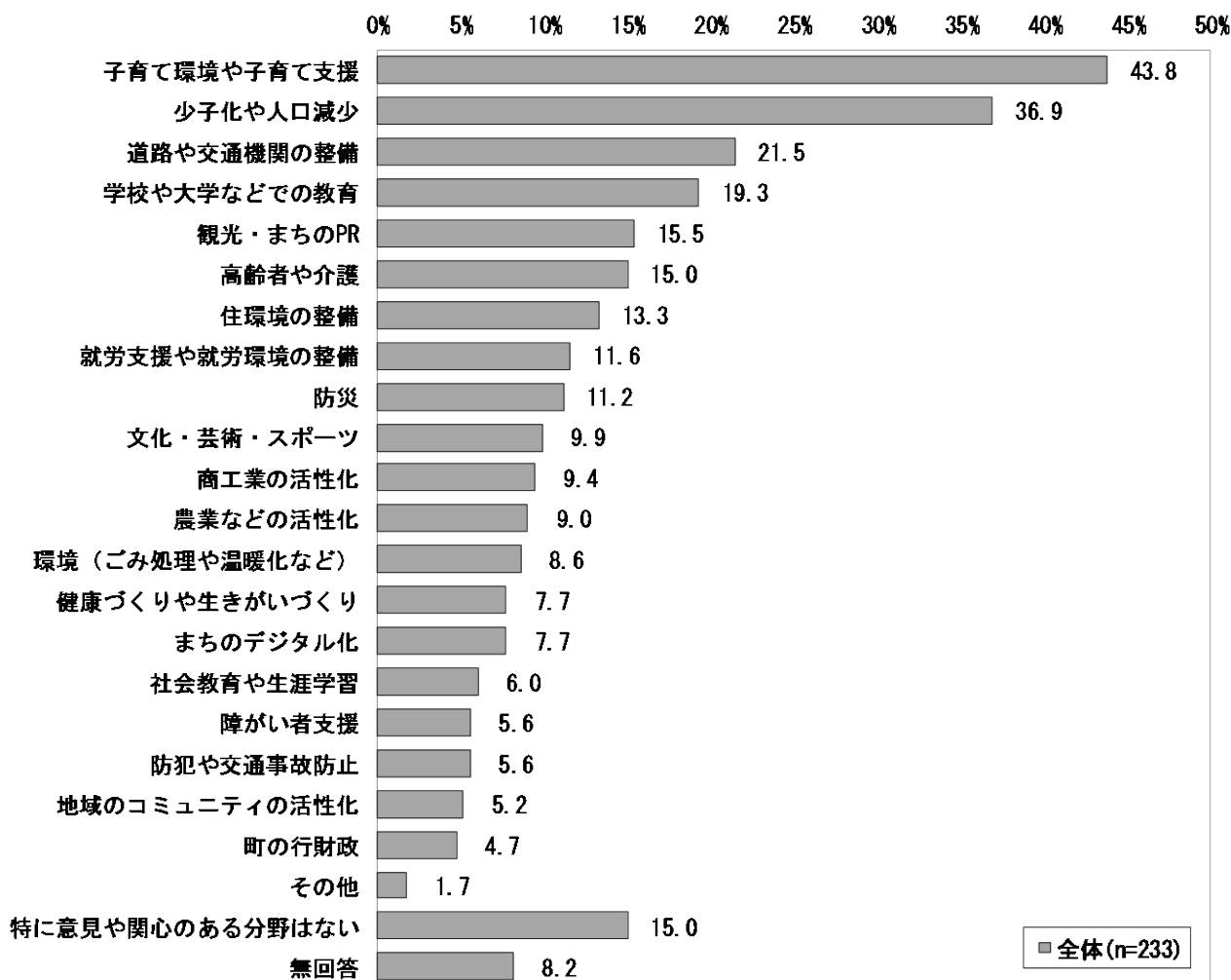
年齢別では、年齢が上がるほど「生活費」の割合が高くなる傾向にあります。

暮らしの状況別では、ゆとりがあるで「自分の将来」が 45.8%と高くなっています。

(%)	生活費	音楽や映像（コンサート、映画、テレビ、インターネット動画など）	自分の将来	（漫画、アニメ、サブカルチャーなど）	家族との関係	友人との関係	ファッション	スポーツ・運動	学費	政治経済・環境・社会問題など
全体 (n=233)	45.5	39.1	35.2	30.9	29.6	27.5	23.2	16.7	16.3	15.0
【性別】										
女性 (n=131)	46.6	43.5	35.1	23.7	31.3	28.2	32.8	13.7	19.1	14.5
男性 (n=97)	42.3	33.0	35.1	39.2	26.8	25.8	10.3	20.6	10.3	15.5
【年齢別】										
12～19歳 (n=75)	22.7	53.3	46.7	45.3	28.0	50.7	28.0	26.7	14.7	14.7
20～29歳 (n=63)	52.4	31.7	31.7	28.6	27.0	19.0	17.5	11.1	12.7	9.5
30～39歳 (n=95)	58.9	32.6	28.4	21.1	32.6	14.7	23.2	12.6	20.0	18.9
【居住意向別】										
住み続けたい (n=111)	58.6	41.4	35.1	32.4	37.8	26.1	19.8	19.8	21.6	15.3
どちらともいえない (n=59)	25.4	42.4	44.1	30.5	23.7	37.3	25.4	11.9	8.5	15.3
住みたくない (n=50)	50.0	40.0	34.0	34.0	26.0	26.0	34.0	20.0	16.0	18.0
【暮らしの状況別】										
ゆとりがある (n=48)	43.8	41.7	45.8	33.3	27.1	33.3	16.7	25.0	14.6	14.6
ふつう (n=99)	44.4	47.5	33.3	32.3	33.3	34.3	30.3	15.2	20.2	19.2
苦しい (n=68)	58.8	33.8	36.8	32.4	33.8	19.1	22.1	17.6	16.2	13.2

7) 本町のまちづくりに関しては、どのような分野に意見や関心を持つことが多いかについて

全体では、「子育て環境や子育て支援」が 43.8%と最も高く、「少子化や人口減少」が 36.9%、「道路や交通機関の整備」が 21.5%と続いています。



前ページの設問について、上位 10 位の回答を属性別にみると、性別では「子育て環境や子育て支援」は、女性（50.4%）が男性（34.0%）を 16.4 ポイント上回っています。

年齢別では、年齢が上がるほど「子育て環境や子育て支援」の割合が高くなる傾向にあります。

(%)	子育て環境や子育て支援	少子化や人口減少	道路や交通機関の整備	学校や大学などの教育	観光・まちのPR	高齢者や介護	特に意見や関心のある分野はない	住環境の整備	就労支援や就労環境の整備	防災
全体 (n=233)	43.8	36.9	21.5	19.3	15.5	15.0	15.0	13.3	11.6	11.2
【性別】										
女性 (n=131)	50.4	32.1	17.6	23.7	16.0	14.5	16.0	16.0	11.5	9.9
男性 (n=97)	34.0	43.3	24.7	13.4	14.4	14.4	13.4	7.2	11.3	12.4
【年齢別】										
12～19歳 (n=75)	22.7	38.7	16.0	12.0	16.0	9.3	28.0	8.0	5.3	5.3
20～29歳 (n=63)	39.7	42.9	20.6	15.9	11.1	20.6	11.1	7.9	14.3	9.5
30～39歳 (n=95)	63.2	31.6	26.3	27.4	17.9	15.8	7.4	21.1	14.7	16.8
【居住意向別】										
住み続けたい (n=111)	53.2	43.2	19.8	27.0	22.5	18.0	9.0	13.5	13.5	12.6
どちらともいえない (n=59)	35.6	30.5	28.8	13.6	10.2	10.2	20.3	15.3	13.6	13.6
住みたくない (n=50)	44.0	40.0	22.0	14.0	10.0	18.0	24.0	14.0	8.0	8.0
【暮らしの状況別】										
ゆとりがある (n=48)	33.3	35.4	14.6	18.8	16.7	18.8	16.7	8.3	10.4	4.2
ふつう (n=99)	46.5	39.4	23.2	13.1	22.2	11.1	15.2	14.1	10.1	9.1
苦しい (n=68)	57.4	44.1	29.4	33.8	8.8	22.1	10.3	19.1	17.6	22.1

8) 意見を伝える方法として、どのような方法が良いと思うかについて

全体では、「Web アンケートに答える」が 38.2%と最も高く、「LINE などのチャット」が 36.9%、「アンケート（紙）に答える」が 29.6%と続いています。

性別では「アンケート（紙）に答える」は、女性（33.6%）が男性（23.7%）を 9.9 ポイント上回っています。

年齢別では、年齢が下がるほど「LINE などのチャット」の割合が高くなる傾向にあります。

暮らしの状況別では、苦しいで「LINE などのチャット」が 42.6%と高くなっています。

(%)	Web アンケートに 答える	LINE などのチャット	アンケート（紙） に答える	対面	インター ネットフォー ム	オンライ ン（Zoom など）	メール	Insta gram・ス レツズを 使って伝 える	電話や通 話アプリ	X（旧 Twitter） を使っ て伝える	You Tubeを使 って伝 える	Tik Tokを使 って伝 える	手紙	Face bookを使 って伝 える	ブログを使 って伝 える	その他	無回 答
全体 (n=233)	38.2	36.9	29.6	23.6	21.9	12.9	12.4	11.2	10.7	7.7	6.0	5.6	5.2	2.1	2.1	2.6	8.2
【性別】																	
女性 (n=131)	40.5	37.4	33.6	22.9	22.1	11.5	12.2	13.0	7.6	6.1	3.8	4.6	6.1	2.3	1.5	2.3	9.2
男性 (n=97)	34.0	36.1	23.7	24.7	20.6	14.4	11.3	9.3	15.5	10.3	9.3	7.2	4.1	2.1	3.1	3.1	7.2
【年齢別】																	
12～19歳 (n=75)	36.0	45.3	29.3	25.3	17.3	13.3	10.7	14.7	14.7	9.3	9.3	10.7	8.0	4.0	4.0	4.0	5.3
20～29歳 (n=63)	27.0	41.3	30.2	25.4	22.2	11.1	14.3	15.9	9.5	9.5	7.9	6.3	3.2	1.6	1.6	1.6	9.5
30～39歳 (n=95)	47.4	27.4	29.5	21.1	25.3	13.7	12.6	5.3	8.4	5.3	2.1	1.1	4.2	1.1	1.1	2.1	9.5
【居住意向別】																	
住み続けたい (n=111)	44.1	40.5	33.3	27.9	22.5	14.4	13.5	12.6	13.5	7.2	6.3	5.4	5.4	1.8	2.7	1.8	1.8
どちらともいえない (n=59)	33.9	39.0	39.0	27.1	27.1	15.3	16.9	10.2	5.1	10.2	5.1	6.8	3.4	5.1	3.4	0.0	5.1
住みたくない (n=50)	40.0	36.0	16.0	16.0	18.0	10.0	8.0	12.0	14.0	8.0	8.0	6.0	8.0	0.0	0.0	8.0	6.0
【暮らしの状況別】																	
ゆとりがある (n=48)	37.5	33.3	29.2	31.3	25.0	14.6	14.6	14.6	14.6	6.3	8.3	6.3	10.4	2.1	2.1	8.3	4.2
ふつう (n=99)	44.4	40.4	28.3	28.3	22.2	16.2	14.1	15.2	10.1	10.1	7.1	7.1	7.1	2.0	2.0	0.0	3.0
苦しい (n=68)	36.8	42.6	35.3	16.2	23.5	8.8	11.8	5.9	10.3	7.4	4.4	4.4	0.0	2.9	2.9	2.9	2.9

9) こども・若者にとって希望が持てる南関町となるために、南関町として、特に取り組むべきことは何だと思うかについて

全体では、「若者たちが自主的に活動できる場所や機会の充実」が 39.5%と最も高く、「年齢や経済的な心配をすることなく、学習・学び直しができる環境・機会の充実」が 38.2%、「就労（仕事につくこと）に向けた相談やサポート体制の充実」が 36.5%と続いています。

年齢別では、年齢が上がるほど「年齢や経済的な心配をすることなく、学習・学び直しができる環境・機会の充実」の割合が高くなる傾向にあります。

(%)	活動できる場所や機会の充実に	年齢や経済的な心配をすることなく、学習・学び直しができる環境・機会の充実	就労（仕事につくこと）に向けた相談やサポート体制の充実	不登校のこども・若者の支援の充実	障がいのあるこども・若者の支援の充実	地域における見守りなど非行防止対策の充実	児童虐待防止に向けた取組の強化	有害環境から青少年を守る取組の充実	不健全図書類やインターネット上の	その他	特にな	無回答
全体 (n=233)	39.5	38.2	36.5	34.8	26.2	21.5	14.2	12.4	7.3	5.6	11.2	8.6
【性別】												
女性 (n=131)	38.2	40.5	32.8	35.9	26.0	22.1	12.2	12.2	7.6	6.1	10.7	9.9
男性 (n=97)	42.3	36.1	40.2	32.0	26.8	20.6	16.5	13.4	6.2	5.2	12.4	7.2
【年齢別】												
12～19歳 (n=75)	44.0	29.3	36.0	32.0	32.0	24.0	17.3	14.7	9.3	4.0	20.0	6.7
20～29歳 (n=63)	31.7	39.7	34.9	36.5	25.4	17.5	9.5	9.5	7.9	9.5	6.3	9.5
30～39歳 (n=95)	41.1	44.2	37.9	35.8	22.1	22.1	14.7	12.6	5.3	4.2	7.4	9.5
【居住意向別】												
住み続けたい (n=111)	46.8	46.8	43.2	42.3	32.4	23.4	18.0	16.2	9.9	3.6	5.4	1.8
どちらともいえない (n=59)	42.4	42.4	40.7	37.3	28.8	27.1	18.6	15.3	10.2	10.2	15.3	5.1
住みたくない (n=50)	30.0	24.0	22.0	22.0	16.0	16.0	4.0	4.0	0.0	6.0	22.0	8.0
【暮らしの状況別】												
ゆとりがある (n=48)	45.8	31.3	35.4	33.3	29.2	22.9	14.6	12.5	12.5	8.3	16.7	4.2
ふつう (n=99)	44.4	39.4	37.4	33.3	25.3	20.2	15.2	15.2	6.1	4.0	11.1	4.0
苦しい (n=68)	36.8	48.5	41.2	44.1	27.9	23.5	14.7	10.3	5.9	7.4	7.4	2.9

3 こどもの意見調査

本町は、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ること、また、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、様々な取組を実施していくために、こども・若者の意見を直接お伺いしました。その一部を次に記載します。

対象と手法：南関中学校の生徒8名に対し、グループインタビューを実施

テーマ：なりたい大人 すみたいまち

主な意見

- ◇挨拶ができる大人になりたい、挨拶をしない人にはなりたくない
- ◇公共のマナーを守れる大人になりたい
- ◇南関町は、温かい人が多く、自然が豊かである
- ◇他校と交流する機会を増やしたい
- ◇学校の中に、学習ルームのような勉強ができる場所がほしい
- ◇休みの日に近くで過ごすことができる施設がほしい
- ◇現状よりも交通が便利であると良い
- ◇カーブミラーを設置する等、通学路の安全性を高めてほしい
- ◇安全にゆっくりと帰れるよう、暗い箇所には街灯を設置してほしい

4 関係機関・団体調査

(1) 調査の概要

こども・若者への支援に関する施策全般の課題等をよりの確に把握するため、こども・若者の関係機関・団体にアンケート調査を実施しました。

①調査方法

インターネットによる回答

②調査の期間

令和6年11月1日から令和6年11月11日

③回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
15 通	15 件	100.0%

(2) 調査結果の概要

①本町のこどもが育つ環境について、現状や課題、特に支援を必要とすること、今後どのように取り組めば良いか等

項目	件数
不登校児童のための居場所が必要	5件
特別支援学級の整備が必要	3件
行政と連携した支援体制の整備	3件
保護者との信頼関係が重要	2件
療育の時間と負担額の問題	2件
専門職員の配置と研修の重要性	2件
公園や児童館の設置による交流促進	2件
地域学校協働活動の拡大	2件
保護者の相談機会の提供が必要	2件
少子化による学校運営の課題	1件
その他	21件
意見総数（回答件数36件）	45件

②こどもに関する支援で、本町が特に重点的に取り組むべきこと、また、今後力を入れたい活動や本町と連携して取り組みたいこと

項目	件数
療育支援体制の強化が必要	3件
ICT機器の充実が求められる	2件
児童クラブの運営強化が求められる	2件
家庭教育向上の取組が必要	1件
虐待対策後の支援が必要	1件
児童のコミュニケーション能力向上	1件
地域学校協働活動の推進	1件
通学支援の充実が求められる	1件
人間力育成の教育が重要	1件
若い先生方の授業力向上	1件
その他	11件
意見総数（回答件数26件）	25件

③本計画策定に関するご意見

項目	件数
高等部卒業者の就労支援を強化	1件
企業の受け入れ人員の明記を希望	1件
計画策定に各団体の意見を反映	1件
PDCAサイクルの適切な管理を要望	1件
こどもに寄り添った計画を望む	1件
発達障害児への支援を強化	1件
給食費の無償化を推進	1件
出生率減少への対策が必要	1件
子育て支援の充実を評価	1件
企業誘致と移住支援金を希望	1件
意見総数（回答件数6件）	10件

5 教育・保育サービス等の状況

(単位：人)

保育所等	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
南関こどもの丘 保育園	2号	113	112	116	106
	3号(1、2歳)	71	67	56	47
	3号(0歳)	18	19	15	20
	合計	202	198	187	173
認定こども園 ひまわり幼稚園	1号	7	6	8	6
	2号	30	21	23	17
	3号(1、2歳)	11	11	6	8
	3号(0歳)	0	3	3	1
	合計	48	41	40	32
認定こども園 文化幼稚園	1号	6	9	7	8
	2号	23	22	23	30
	3号(1、2歳)	17	18	14	14
	3号(0歳)	6	1	6	3
	合計	52	50	50	55
広域委託	1号	2	1	3	4
	2号	11	11	8	6
	3号(1、2歳)	7	6	4	7
	3号(0歳)	2	5	2	2
	合計	22	23	17	19
1号認定 合計		15	16	18	18
2号認定 合計		177	166	170	159
3号認定(1、2歳) 合計		106	102	80	76
3号認定(0歳) 合計		26	28	26	26
総 合 計		324	312	294	279

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

こども・若者はこれからの地域社会を担っていく社会の希望であり、未来を創る力です。こども・若者が自分たちに関わるについて考えを持ち、決めることができる権利があり、その主体者であることを学び、これらについて、こども・若者を支えるすべての人々が、しっかりと認識することが必要です。

本町では、すべてのこども・若者が、尊厳を重んじられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつなげ、こども・若者及び子育て当事者の幸福追求を支援していくことを目指します。

少子化や人口減少の流れを変え、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにつなげていけるよう、次のような基本理念を定めます。

基本理念

こども・若者の権利が保障され、みどり豊かな^{ふるさと}環境を愛し、
地域で親子がたくましく育つまち

2 計画の基本方針

基本理念の実現に向けて、次の6つを基本方針として定めます。

(1) すべてのこども・若者が幸せに暮らし、成長できるようにする

こども・若者の多様な人格・個性を尊重し、こども・若者の権利を擁護するとともに、地域の人々が子育てを支援する良好な成育環境を確保します。

すべてのこども・若者が、大切にされている実感を持って、「確かな生きる力」を身に付け、幸せに暮らしながら、成長し自立していける環境づくりを進めます。

(2) 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにする

若者の夢が実現できる環境を整備するとともに、多様な価値観・考え方を前提として若い世代の視点に立って、それぞれの希望に応じた結婚・妊娠・出産・子育てへの支援や結婚・子育てに希望を持てる環境を整備します。家庭や子育てに夢を持ち、男女ともに子育てと社会参画を両立しながら、子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心してこどもを産み育てられる環境づくりを進めます。

(3) こども・若者、子育て当事者を支援する人が笑顔で接することができるようにする

こども・若者、子育て当事者を支援する人が幸せでなければ、こども・若者、子育て当事者も幸せになれないとの考えにのっとり、こども・若者、子育て当事者を支援する人を支援することで、笑顔で接することができるようにします。

(4) こども・若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援を実施する

こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、円滑な社会生活が送れるようになるまで、こども・若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援していきます。

施策の総合性を確保するとともに、こども・若者、子育て当事者のライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていきます。

(5) 関係機関と連携し、社会全体の気運醸成を行う

国、県、子育て当事者、教育・保育等を行う者及び住民と連携協力して、子育て支援等に取り組む体制を整備し、必要な支援を行います。

また「子育て応援宣言」を行い、社会全体で子育てを支援していける気運を醸成します。

(6) 住民とともに未来を創る

こども・若者、子育て当事者・関係者の視点に立って、なかなか声を上げられない人、弱き声、もしくは小さき声も含め、しっかり耳を傾け、住民とともに未来を創っていけるよう努めます。

3 施策の体系図

基本理念	基本方針	基本施策等
こども・若者の権利が保障され、 みどり豊かな環境を愛し、 地域で親子がたくましく育つまち	(1) すべてのこども・若者が幸せに暮らし、成長できるようにする (2) 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにする (3) こども・若者、子育て当事者を支援する人が笑顔で接することができるようにする (4) こども・若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援を実施する (5) 関係機関と連携し、社会全体の気運醸成を行う (6) 住民とともに未来を創る	こどものライフステージに応じた支援 ■ ライフステージを通した支援 ■ 誕生前から幼児期までの支援 ■ 学童期・思春期の支援 若者の夢が実現できる環境整備 ■ こども・若者の権利を保障する取組 ■ 就労・創業支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ■ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援 ■ 結婚支援 ■ 不妊治療等の支援 ■ 出産支援と産後等の支援 あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援 ■ 子育てや教育に関する経済的負担への対応 ■ 地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築 ■ ひとり親家庭への支援 ■ 魅力的な地域づくり等 特に支援が必要なこどもへの支援 ■ こどもの貧困対策 ■ 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 ■ 児童虐待防止対策、社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援 ■ 犯罪等からこども・若者を守る取組

第4章

施策の展開

1 こどものライフステージに応じた支援

(1) ライフステージを通じた支援

①こども家庭センター（※）重点施策）

■事業の概要等

平成 29（2017）年度に設置した「子育て世代包括支援センター」と令和 4（2022）年度に設置した「こども家庭総合支援拠点」を一体化し、令和 6（2024）年から「こども家庭センター」を設置しました。

「こども家庭センター」は、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期に係る切れ目ない支援を行うとともに、新たに、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓等を担います。

令和 4（2022）年に改正された児童福祉法等により、令和 6（2024）年 4 月から市町村は「こども家庭センター」の設置に努めなければならないこととされており、「こども未来戦略」（令和 5（2023）年 12 月 22 日閣議決定）等において全国展開を図ることとされています。

■今後の方向性

こども家庭センターでは、専門職員を配置し、妊娠・出産、子育ての悩み等の相談、こども本人からの相談及び児童虐待等、幅広い相談に対応しながら、きめ細やかに支援していきます。こども家庭センターが中心となり、こども・若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分な支援を行います。

※重点施策とは、各施策の中で、優先的に取り組む施策です。

②世代間交流事業

■事業の概要等

世代間の交流の場として、オセロ大会を交流センターで開催しています。また、社会福祉協議会と連携し、高齢者とこどもが交流する場として、

- ・老人クラブ連合会のサロンと小学校や中学生との交流
- ・保育所等の発表会のリハーサル見学会

を開催しています。

さらに、小学生を対象とした「ひまわり教室」を、民生委員や地域婦人会、高校生及び大学生等が支援者となって活動をしています。

保育所等では、社会福祉協議会の支援を受けながら、高齢独居者を発表会のリハーサルに招いたり、農業関係の団体の支援で芋ほり体験を行い、地域こども食堂では、地域の高齢者と子育て世帯の交流も図られています。

■今後の方向性

地域の中で健やかに成長するこどもたちにとって世代間交流は必要だと考えるため、各機関との連携を強化しながら実施していきます。

③育児、介護、福祉支援制度の推進

■事業の概要等

- ・育児休業制度等の周知活動を充実させる
- ・福祉サービスや介護サービスの支援を充実させる
- ・子育て支援事業の情報提供を推進する
- ・男性の育児参加を促進する

■今後の方向性

こども、保護者の福祉サービスや介護サービスの利用については、必要に応じて支援し、男性の育児参加の促進に関する取組として、父子手帳の配布等も検討していきます。

④乳児期・幼児期から小学校・中学校への円滑な連携

■事業の概要等

就学準備を円滑に進められるよう、年中児の保護者を対象に、就学前支援に関するアンケートの実施や、こどもが身に付けておくべき所作や習慣について年齢や学年に応じて記載した「そだちのものさし」を配布しています。保育所・幼稚園・認定こども園から小学校、小学校から中学校へとこどもの育ちと学びを円滑につなげられるよう、こどもの成長を切れ目なく支援します。

■今後の方向性

こども一人一人に寄り添いながら、各人の個性を尊重しつつ、支援を継続していきます。

⑤親子で過ごせる居場所づくり

■事業の概要等

親子が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明け、相談し合う場の提供に努めます。

子育て支援センターの利用は、増加傾向にあり、住民の間で定着しているといえます。

しかし、就学児等の親子で過ごせる場所が充実しているとはいえないため、より多くの場所を確保し提供していくことも検討していきます。

■今後の方向性

令和7年オープン予定の新南の関うから館に、図書館、交流広場及び飲食スペースを設置し、世代間交流用や、親子で過ごせ、こどもたちだけでも過ごせるスペースの確保を予定しています。自宅以外でも安心安全に過ごせるこどもの居場所の確保に取り組んでいきます。

⑥こどもと保護者の健康面に対する専門的な対応

■事業の概要等

妊婦健診、赤ちゃん訪問、赤ちゃん教室、乳幼児健診及び子育て相談・訪問を実施することで妊娠期から幼児期まで、母子の心身における健康を支援しています。乳幼児健診の受診率も95～100%と良好です（入院等で受診できない乳幼児に関しては、状況確認をしています）。

また、18歳まで医療費の補助を行っており、妊娠期から、出産後にわたり、きめ細やかな支援を切れ目なく支援するため、こども家庭センターでワンストップサービスとして行っています。

保健師等による訪問指導や健康相談の実施に努め、こどもと保護者の健康に関する不安を解消します。保健師は、受講すべき研修を積極的に受講し、スキルアップを図っていきます。

■今後の方向性

相談者に寄り添いながら、ワンストップサービスを実施していきます。

また、令和6（2024）年10月から産後ケア事業（訪問型）を実施し、母親の育児支援や精神的・身体支援のための支援等を行っています。令和7（2025）年度から、産後ケア事業（デイサービス型・ショートステイ型）も拡充しました。

⑦相談業務や養育支援訪問による保護者への支援

■事業の概要等

福祉課のこども家庭センターで、保護者が抱える様々な問題について随時相談に応じます。また、生活上の課題を抱える家庭に対し、養育支援訪問を実施し、必要に応じて南関町社会福祉協議会や玉名福祉事務所等の関係機関と連携し、育児支援を実施します。

■今後の方向性

関係機関との連携を強化しながら、事業を継続していきます。

（2）誕生前から幼児期までの支援

①保育サービスの充実

■事業の概要等

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、3歳未満児の利用希望は増加しています。

本町は、3歳未満児の保育を、南関こどもの丘保育園、南関ひまわり幼稚園及び文化幼児園で対応していますが、保育士不足による待機児童が発生しています。

■今後の方向性

3歳未満児の待機児童を0人にすることを目指し、保育士確保推進事業の拡充・促進を図りながら、保育士の確保を進めます。

②就学前教育・保育の質の向上

■事業の概要等

幼児教育と保育に携わる職員に対する研修の充実を図ることで、幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。

■今後の方向性

研修内容や実施方法は各保育所等が決定しています。今後も研修等の受講を推奨し、保育の質の向上を図ります。

③多様化するニーズに応じた保育サービスの充実

■事業の概要等

子育て家庭の様々なニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育等、保育サービスの充実に取り組みます。

■今後の方向性

国や県の動向等の法令の改正に合わせつつ、地域ニーズに応じたサービス提供に取り組みます。また、病児・病後児保育施設が町内にないため、町内で実施できるように調整していきます。

④予備保育士確保推進事業（待機児童対策）（重点施策）

■事業の概要等

令和5（2023）年度から、南関こどもの丘保育園に年度当初からの予備保育士（1名）配置に係る費用を負担しています。

0歳児が入所できる条件として、3人につき1人の保育士が必要であり、本町では、こどもが1歳になり保護者の育児休業が終了し仕事復帰したくても、保育所等の保育士が不足しているため入所できず（待機児童（※））、保護者が育児休業を延長せざるを得ない状況があります。保育士を確保していくことは本町の重要な課題の一つです。

■今後の方向性

令和7年度から事業を拡充し、年度途中の0歳児入所を可能とするよう、予備保育士を1名から2名に増員することを支援します。

※待機児童とは、保育所に入所できていないこどものうち、「保護者が求職活動をしていない」「他の保育サービスを利用している」といった特定の条件に当てはまるケースを除外したこどものことです。

⑤保育士確保事業（重点施策）

■事業の概要等

全国的に問題となっている保育士不足について、保育士免許を取得した新卒保育士が本町の保育園等に就職した際には、お祝い金として5万円を補助しています（ただし3年間勤務することが条件です）。

さらに、保育士が再就職した場合、保育士再就職お祝い金として5万円を補助しています（ただし3年間勤務することが条件です）。

■今後の方向性

本事業は令和7（2025）年度から実施します。

本町として保育士の仕事に敬意をはらい「保育士に優しい南関町」とすることが、保育士確保になり、「子育てしやすい南関町」のイメージづくりにもつながり、保育士等に、働く場として南関町の保育園等を選んでいただけるよう推進します。

⑥保育士等相談窓口設置

■事業の概要等

令和6（2024）年10月から、「保育士に笑顔で働いてもらいたい。保育士を応援したい」という思いから、保育士等相談窓口を本町に設置しました。保育士の意見等を参考に、施策に反映できるよう努めます。

■今後の方向性

相談内容から対策を検討し、保育士が安心して働ける環境の整備に努めます。

⑦こどもの発育・発達の支援

■事業の概要等

すべてのこどもが健やかに生まれ、育つよう妊婦健康診査、乳児訪問指導及び乳幼児健康診査等の母子保健施策の取組を推進します。また、発達・発育に課題を抱えているこどもの支援の充実に取り組みます。

■今後の方向性

令和6（2024）年度から、発達に課題を抱えているこどもとの関わり方や、楽しい子育ての仕方について学べる「ペアレントトレーニング」を開催し、保護者支援を実施しています。こども一人一人に寄り添いながら、社会で自立できるよう長期的な視点を持って、「問題解決型」の支援を常に行うのではなく、「伴走型」の支援を目指します。

⑧家庭や地域の教育力の向上

■事業の概要等

家庭教育は、すべての教育の出発点です。家族のふれ合いを通じて、こどもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、自尊心や自立心及び社会的なマナー等を身に付けていく上で重要な役割を果たします。また、就学前教育として幼・保等、小、中連携の中で、こどもたちの「育ちのものさし」として「早寝早起き朝ご飯」を推進し、基本的な生活習慣の習得ができるように取組を行っています。

■今後の方向性

家庭教育が大切であるという考えを持っていただき、保護者が安心して子育てや家庭教育ができるよう、町全体で支援します。

（3）学童期・思春期の支援

①放課後児童クラブ

■事業の概要等

放課後児童クラブを、令和4（2022）年度から4支援に増加し、各学校単位で設置しました。令和4（2022）年度以降は待機児童は0人となっています。

複数児童同時利用等の利用料の助成を行い、利用者の経済的負担を軽減していることに加え、一時利用制度も導入し、保護者のニーズに対応しています。発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供しています。施設の整備や空き教室の利用等、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。

放課後児童クラブの職員は、放課後児童支援員研修等を積極的に受講することで、放課後児童クラブでの活動の充実を図っています。

■今後の方向性

令和6（2024）年4月から放課後児童クラブ一時利用事業として、放課後児童クラブ登録以外の児童が一時的な保育の必要がある場合に、月2回を上限に放課後児童クラブを利用できる制度を実施しています。

各放課後児童クラブの職員間の交流を促し、情報交換を促進していくことで、職員の知識等の底上げを図っていきます。

利用者の多いクラブは利用定員を超えてしまう恐れがありますが、可能な限り支援単位の調整等を行い、引き続き放課後児童クラブ待機児童0人を目指します。

②放課後子供教室

■事業の概要等

町内のこどもが放課後子供教室の活動プログラムに参加し、多様な体験・活動を楽しむことができるよう、実施体制及びプログラムの充実に取り組みます。施設によっては、放課後児童クラブの支援員の協力も得ながら、活動の充実を図っています。

■今後の方向性

放課後子供教室の実施主体である教育課と連携しながら、実施内容や体制面等を含めて協議し取組を推進します。

③学校地域協働活動

■事業の概要等

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動に対応しています。

■今後の方向性

「郷土を愛し、郷土とともに生きる教育」を目指し、小学校では、地域について学ぶ活動や中学校では、地域企業を訪問しての職場体験や地域の清掃活動等、生徒が地域づくりに参加する活動を行い、学校と地域・家庭が連携した取組の支援を通して、こどもたちの郷土愛を育む教育を一層推進します。

④思春期保健対策の充実

■事業の概要等

南関中学校1年生を対象に、性教育の一環として、年に1回、母子手帳の説明や妊婦ジャケットを使用した妊婦体験を行っています。また、赤ちゃんを抱っこする等、ふれ合う体験をすることで生命の大切さを学ぶことができる機会を創出しています。

■今後の方向性

中学生のニーズを反映しながら実施します。今後も、妊婦体験や赤ちゃんとのふれ合いを通して、生命の大切さを考える時間として、各学校と連携を図りながら継続して事業を実施します。

⑤学習支援

■事業の概要等

地域未来塾(なんかん寺子屋教室)にて、小・中学生を対象に学習の支援を行っています。住民の協力を受けながら、学校での教育を補完するものとして、こどもの学力向上を図っています。

■今後の方向性

なんかん未来創造とっば隊が実施する「地域未来塾(なんかん寺子屋教室)」に加え、協力団体の募集を継続していきます。

2 若者の夢が実現できる環境整備

(1) こども・若者の権利を保障する取組

①家庭、地域社会における男女共同参画の意識づくり

■事業の概要等

年間を通し、町立図書館に特設コーナーを設置し、男女共同参画について理解を深めるための学習機会を提供しています。また、学校との連携により生涯学習の推進を図り、地域活動を担う団体への学習機会を提供しています。

■今後の方向性

広報誌やホームページを活用しながら、こどもを含めより多くの住民の方へ情報を提供していきます。

②こどもの意見を聞く取組（重点施策）

■事業の概要等

本町庁舎内や各学校等のこどもが利用する施設に、意見箱を設置します。また、オンラインでもこども・若者から意見を聴取できるようにしていきます。

こどもが本町に対して持つ意見や要望を聞くことで、こども・若者の社会参画を促します。また、こどもにとって自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与えることは、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながると考えます。こども・若者からの意見は、庁内で検討し、今後のこどもに関する施策等に活用していきます。

■今後の方向性

収集した意見を本町の各施策に反映できるような体制づくりを検討していきます。

(2) 就労・創業支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

就労支援

■事業の概要等

ハローワークと連携し、本町庁舎内や、本町ホームページで求人募集の案内を掲載しています。また、職業訓練のチラシの配布も行い、雇用支援を実施しています。

■今後の方向性

就労・雇用支援を強化していきます。

(3) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

①子育て支援のネットワークづくり

■事業の概要等

子育て支援センターでお誕生会や季節に応じたイベント（プール遊び・ハロウィン・クリスマス会）や英語幼児教育を行い、より保護者が相談しやすい場所を提供し、利用者の増加につなげていますが、子育て支援についての保護者や関係機関への周知については未だ十分ではない状況です。

■今後の方向性

子育て家庭や関係機関にこども家庭センターの周知を行います。毎月の広報誌及びホームページに「こども家庭センターだより」を掲載し、子育てに興味を持っていただくとともに、こども家庭センターを身近な相談先であることを周知していきます。

②専門職の力を活用した相談体制の充実

■事業の概要等

学校やこどもが抱える様々な問題解決に向けて、スクールカウンセラー（※1）やスクールソーシャルワーカー（※2）等の専門家の力を活用した各学校における相談体制の充実を図ります。SC、SSW とはケース会議等で意見交換し、連携を図っています。

また、臨床心理士による子育て相談を実施し、こども家庭センターで保健師や助産師等の専門職を配置する等、相談体制を整えています。

■今後の方向性

解決が困難な事案に対しては、児童相談所等に相談する等、各機関や専門職員との連携を強化しながら、問題解決に努めていきます。

※1 学校において児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、保護者や教職員に対して指導・助言を行う専門家です。多くは臨床心理士が就き、SC と略されます。

※2 児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童の友人、学校及び地域への働きかけや、公的機関との連携といった福祉面からのアプローチによって解決を支援する専門職です。社会福祉士や精神保健福祉士等のほか、教職や福祉の経験者が就く場合もあります。SSW と略されます。

③こども家庭センターにおける相談・対応体制の充実

■事業の概要等

こどもや保護者からの相談を適切な支援に結び付けるために、各種研修会への参加によるこども家庭センターの職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置等、各機関の体制充実と連携強化を図ります。

■今後の方向性

令和6(2024)年度に設置したこども家庭センターにより、専門職による相談体制を構築し、各種研修の実施も行っています。

④保育所等、放課後児童クラブ利用者からの相談窓口設置

■事業の概要等

保護者が感じている事業所等に直接は伝えにくい苦情等を本町が受け、改善に向けた支援を行う事業で、令和5（2023）年度から実施しています。各事業所へのクレーム軽減効果も見込んでいます。

■今後の方向性

苦情内容を記録しておき、対策について本町と事業所等で検討していきます。継続的な改善を実施し、利用者の満足度を高めていきます。



3 希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援

(1) 結婚支援

① 婚活支援

■事業の概要等

荒尾・玉名地域結婚サポートセンター（KOIBANA）にて、多くの人との出会いを企画し、結婚までのサポートをしています。

■今後の方向性

本支援を契機として結婚に至った婚姻数や利用者の意見を調査しつつ、取組を推進します。

② 結婚新生活支援

■事業の概要等

新生活を送る夫婦に対して、住宅の購入やリフォーム費用、家賃等の補助を行っています。

■今後の方向性

結婚し新たな新生活を始める夫婦をお祝いし応援します。また、経済的な理由から結婚を諦める若者の削減を目指し、結婚の希望が叶えられるような取組を推進します。

(2) 不妊治療等の支援

■事業の概要等

必要に応じて不妊治療に対する費用の助成を行っています。こどもを産み、育てたいと望む場合、妊娠婦が安心して出産・子育てに臨めるよう、社会全体で支援します。

■今後の方向性

こどもを迎えたいと願った際に直面する悩みについて、こども家庭センターで対応し、妊娠期からの切れ目のない支援を目指します。

(3) 出産支援と産後等の支援

① 妊娠期の支援

■事業の概要等

妊娠届時に保健指導を行い、妊娠 8 か月時には健康状態の確認や相談に応じるため、家庭訪問を実施します。また、早産予防のために「歯周病予防」に対する健診費用に対して補助を行います。

■今後の方向性

一人一人の健康状態等を考慮しながら、適切な支援をこども家庭センターで実施します。

②出産期の支援

■事業の概要等

出産に携わった医療機関と連携しながら「産後うつ」の早期発見・早期支援を行います。乳幼児の発達・発育や健康の増進や、疾病の予防の観点から、新生児聴覚検査に対する補助を実施します。

■今後の方向性

妊娠・出産にはリスクが伴うことから、妊娠・出産に臨む女性が、高度・専門的な医療により守られているという安心感が得られるよう努めます。

③産後の支援

■事業の概要等

乳児家庭全戸訪問と産後ケア事業にて、母子に対しての心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができる支援体制を確保します。

■今後の方向性

産後の母親の身体的回復及び心理的な安定を促進し、健やかな育児ができるよう支援します。



4 あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援

(1) 子育てや教育に関する経済的負担への対応

①こども医療費助成制度

■事業の概要等

子育ての経済的な負担を軽減するため、高校3年生までのこどもの医療費を助成します。

■今後の方向性

令和3（2021）年度からこども医療の対象を高校生までに拡充しました。

②ファミリーサポート利用料減免

■事業の概要等

ファミリー・サポート・センターの利用料を、令和3（2021）年4月から半額に改定しました。これまでより多くの利用を可能としています。

■今後の方向性

利用状況を確認しながら、より効果的な運用を図っていきます。

③放課後児童クラブ複数児童同時利用等利用料減免

■事業の概要等

令和3（2021）年4月から、きょうだい同時利用の2人目、ひとり親世帯等及び生活保護等世帯の児童には3,000円の利用料の助成を行っています。

■今後の方向性

利用状況を確認しながら、より効果的な運用を図っていきます。

④保育料の半額助成

■事業の概要等

保育所等を利用している保護者の経済的な負担軽減のため、保護者の支払った保育料の半額を助成しています。

■今後の方向性

利用状況を確認しながら、より効果的な運用を図っていきます。

⑤家庭内保育世帯応援金

■事業の概要等

保育所等を利用せず家庭内で保育する保護者に対して、家庭内保育応援金を交付し、保護者の負担を軽減します。

■今後の方向性

利用状況を確認しながら、より効果的な運用を図っていきます。

(2) 地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築

①地域における子育て支援サービスの充実

■事業の概要等

こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期の長期にわたり、子育て家庭が持つ様々な不安感や負担感を解決できるよう、学校、医療機関及び障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携しながら、専門職員によるきめ細やかな支援を行っています。

平成 28（2016）年9月から実施しているファミリー・サポート・センター事業は、ここ数年間、利用者は増加傾向にあります。

今後も上記事業の子育て世帯への浸透を図り、利用者のニーズに対応していきます。

■今後の方向性

子育て家庭にこども家庭センターについての周知を図り、子育てに困った場合の相談先としての定着を図ります。

②こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

■事業の概要等

各小学校の6年生を対象に、平成 16（2004）年度から始まった「通学合宿（現在は通学学習に変更しています。）」は、こどもたちが学校と異なる環境で仲間との生活を実体験することを通し、社会生活を営む上で必要な生活習慣や自主性・自立的環境や協調性を育て、家庭・地域・学校それぞれの在り方を考えながら連携を深め、青少年健全育成に活かすことを目的として実施しています。

本町の教育大綱に基づく生涯学習における重点取組としての「人権教育事業」及び「文化振興」を図る目的で、人権学習及び国指定史跡「豊前街道南関御茶屋跡」等の文化財学習によって、こどもたちが自分の住む町のことについて学び、この学びを人生や社会に活かしていくことを目的としています。

■今後の方向性

こどもたちにおいては、自主性、生活力及び協調性が身に付き、中1ギャップの解消につなげていきます。

地域においては、地域の絆が深まり、ボランティア活動の参加意欲や地域意識の高まりにつなげていきます。

③安全な道路交通環境の整備

■事業の概要等

春と秋の年2回、交通安全対策協議会を開催しています。協議会では小中学校長、保育園代表及び各種交通安全団体の代表等によって交通安全の課題と対策を協議し、こどもの安全な環境づくりに努めています。

また、県や警察等の協力を得ながら、毎年数か所ずつ通学路の危険箇所の整備を行っています。年に2回の通学路安全推進会議と年に1回の現地確認を行い、安全な通学ができるように整備を進めています。

自動車や自転車だけではなく、広い歩道の確保やガードパイプの設置等、歩行者にも優しい道路づくりを推進し、各校区町道の緊急維持補修等の対応、職員による町道の点検及び補修、支障

木の撤去を区で行う際の補助金支給及び防犯灯の整備について電灯設置費用及び電灯料に対する補助を行っています。

さらに、ホームページに通学路の状況・危険箇所を掲載したり、学校で安全マップを作成する等、保護者への周知をしたりしています。

しかし、未だ夜間の通行には危険な箇所が多く存在しているため、地元とも連携した継続的な整備が必要です。

■今後の方向性

利用しているこどもに意見や、危険を感じた経験等を聞きながら、危険箇所の特定を進めていきます。今後もこどもや保護者が安心して通行できる環境を守ります。

さらに、地域密着型教育の趣旨を活かして、登下校時の地域住民による巡回指導や交通安全教室・地域安全マップづくりの支援等、児童生徒の安全確保に努めます。

④安心して外出できる環境の整備

■事業の概要等

これまで本町庁舎や他の公共施設の建設・改修に当たってはみんなに優しいユニバーサルデザインを取り入れています。

しかし、建物内外の段差や、多目的トイレの未整備等、バリアフリー化が実施されていない施設もあり、バリアフリー及びユニバーサルデザインの考え方を取り入れた改修を進めていく必要があります。

■今後の方向性

施設ごとの課題を抽出し、適宜改修を行います。その際には単なる修繕ではなく誰もが利用しやすい環境整備を目的とした改修を実施するように努めます。

⑤仕事と子育て、介護が両立できる環境づくり

■事業の概要等

子育てや介護をしている人の負担を軽減し、社会全体で支えるという意識づくりにより、男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境づくりに努めます。また、仕事と子育ての両立を支援するために、延長保育事業、一時保育事業及び放課後児童健全育成事業等を推進します。

■今後の方向性

今後も継続し、男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境づくりに努めます。

(3) ひとり親家庭への支援

①ひとり親家庭の自立支援の推進

■事業の概要等

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入及びこどもの養育等の多くの課題に直面しています。

母子・父子を問わず親との離別は、こどもの生活を大きく変化させるものであり、こどもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。

このように、ひとり親家庭が抱える困難には様々なものがあり、児童扶養手当を中心とした経済的な支援だけでなく、就労支援や生活支援といった総合的な自立支援策を推進していくことが重要です。

■今後の方向性

生活全般に関し、精神面の支援を推進していきます。

②ひとり親家庭等への経済的な支援

■事業の概要等

広報等を利用して周知しながら、能力開発を目的とする教育訓練受講や資格の取得に関する支援及び各種手当等の支給やひとり親家庭等の医療費の助成等に取り組みます。

また、ファミリー・サポート・センターの利用料の半額助成や、令和3（2021）年度からは放課後児童クラブの利用料助成を行っています。

■今後の方向性

ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、相談業務の充実や自立に向けた啓発に努めます。

(4) 魅力的な地域づくり等

地域の伝統・魅力等発信支援事業

■事業の概要等

豊かな自然に恵まれた本町は、こども・若者がのびのびと育つことができる環境に恵まれています。本町には豊かな自然に加え、こどもから大人まですべての人が自分から挨拶をするという習慣や、地域の伝統や行事を大切にしていけるという風土があります。住民一人一人が本町の魅力や伝統を理解し、こども・若者に引き継いでいけるよう取り組んでいます。

■今後の方向性

本町ホームページで地域の文化や伝統を紹介し、地域の事業者の協力を得ながら特産品の紹介等を行います。こども・若者の活躍の場を増やし、こども・若者が本町の魅力を再認識できるよう推進します。

5 特に支援が必要なこどもへの支援

(1) こどもの貧困対策

①学校と教育・福祉関係部門等の連携

■事業の概要等

貧困の連鎖を断ち切るために、学校、教育委員会及び福祉課等が連携し、町全体で総合的なこどもの貧困対策を展開しています。

支援の必要な貧困世帯に対しては、学校等と連携しながら情報収集を行い、支援ができる関係機関へつなげています。また、地域こども食堂（地域食堂）を月1回程度実施しています。

■今後の方向性

連携を強化し、総合的な貧困対策を実施します。

②生活に困難を抱えている世帯への経済的な支援

■事業の概要等

生活困窮世帯等に対して、関係機関と連携し就学援助制度や教育資金等の貸付による支援を行います。

■今後の方向性

関係機関との連携を強化しながら事業を継続していきます。

③地域こども食堂（地域食堂）

■事業の概要等

令和4（2022）年度から支援対象見守り強化事業として、月に1度の地域こども食堂（地域の住民にも提供）を、また、中学生に対し月に1度の「朝ごはんを食べようプロジェクト」として、朝ごはんの提供を行っています。

■今後の方向性

貧困対策と食育の推進として、こどもだけではなく、他の世代も参加する世代間交流の場としても期待できることから、より多くの効果を狙って実施していきます。

(2) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

①障がい児施策の充実

■事業の概要等

令和6（2024）年度から、月1回程度の「子育て相談」をこども家庭センターで実施しています。また、3歳児健診日に合わせて日程を設定し、子育てについての不安や知りたいこと等、保護者が相談しやすい体制を整備しています。

また、心理士による子育て相談として、保護者の悩みに寄り添い、継続的な支援や療育の勧め等を行っています。

さらに、保育所等へ児童発達支援センターと連携して巡回相談を実施し、保育士等の園での対応方法について助言を行っています。

こどもに対して支援が必要な場合であっても、保護者に伝わらず、同意が得られないため、支援が進まないことが多々あります。就学のこと等を考え、早めに対応した方がいい場合には、支援に結び付ける必要があります。

■今後の方向性

子育て相談の充実を図るために、児童発達支援センターとの連携を継続し、各園へ巡回相談を実施し、園へ保育方法の助言を行っています。子育て相談に対して個別の支援プランを作成し、保育所や認定こども園と連携しながら、健康診査、訪問指導及び育児相談等を推進し、こどもが持っている力を伸ばしていくよう努めます。

②特別な配慮を必要とする児童への対応（重点施策）

■事業の概要等

こどもの可能性を最大限に伸ばして、こども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うためには、こども自身の希望に応じた適切な支援を行うことが必要です。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの育児相談や就学相談により、保護者に十分な情報を提供するとともに、保育所、認定こども園及び小学校等において、関係者が教育や療育等の必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援につなげていくことが重要です。

集団活動のメリットを活かしながら、適切な支援を行うことができるよう、こども家庭センターと情報を共有し、連携していきながら、保育士等の知識とスキルの向上を図るとともに、支援の体制や環境の整備に努めます。

また、小学校をはじめ関係機関との連携を密にし、保護者とも情報の共有を図ることで、指導に一貫性が確保されるよう努めます。

令和6（2024）年度から特別な配慮を必要とする児童の保護者に対し、「ペアレントトレーニング」（年間6回研修）を実施しています。また、一人一人の特性に関する相談や同じ悩みの保護者との交流の場として、「茶話会」も実施しています。令和6（2024）年度から年長児の保護者へ向けてアンケートを実施し、小学校入学へ向けた悩みを見逃さないようにしています。

■今後の方向性

発達に特性があるこどもに対して、療育が必要な場合は障害福祉サービスの提供を行います。また、保育所等や学校等、集団生活の場での社会性を身に付けるため、インクルーシブ保育・教育（※）が重要だと考えます。それと併せて、保護者が家庭内でこどもとの関わり方を学んで実践してもらうことも不可欠です。町として、家庭、保育所・学校や療育支援事業所が協力して、こどもにとって一番良い支援ができるように対応します。

※インクルーシブ保育・教育とは、こどもの障がいの有無・年齢・国籍等の違いをすべて受け入れる保育・教育法のことです。どのような背景を持ったこどもも同じ環境で教育を受けさせる取組です。年齢の違うこどもや、障がいを持つこどもが同じ教育環境で過ごすことで、幼い頃から多様な他者と一緒に生活することを通じ、それぞれに違いがあることが当たり前だと認識し、自然と相手を思いやり、尊重するという気持ちが育まれながら成長することが期待できます。

③医療的ケア児支援事業

■事業の概要等

令和5（2023）年度から、医療的ケア児コーディネーターを配置し、医療的ケア児（※）及びこの家族を支援するための相談体制の整備を行っています。保育所等で、医療的ケア児を受け入れるための支援を行っています。保育所入所に関するガイドラインを策定し、計画的に取り組んでいます。

■今後の方向性

今後も体制を整えながら継続していきます。

※医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。

（3）児童虐待防止対策、社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援

①児童虐待防止対策の充実

■事業の概要等

こどもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応及び再発防止のための取組が必要です。

本町においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努めています。また、体罰によらない子育て及び教育を推進するため、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方等について、家庭や教育・保育関係者に向けた周知・啓発を推進しています。

令和6（2024）年4月にはこども家庭センターを設置し、児童福祉と母子保健の一体化を図り、専門の職員を配置して児童虐待防止対策の強化を図っています。保育所等、小中学校、教育委員会、医療機関、障害福祉サービス事業所、児童相談所、社会福祉協議会及び民生委員等と連携しながら、対応を行っています。

児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、迅速に児童相談所による支援を求める等、関係機関との連携強化が不可欠であり、早期に解決を図っていく必要があります。

子育て家庭の問題は複雑化する傾向にあることから、担当者の関連知識や能力を向上させていく必要があります。

■今後の方向性

こども家庭センターを中心に、複雑な事案に適切に対応できるよう、研修等の受講により職員のスキルアップを図りながら関係各所と情報を共有し、連携して対応していきます。

また、適切なアセスメントを実施し、家族が持っている力を十分に発揮できるようにサポートプランを作成して、適切な支援を行うように努めます。

②ヤングケアラーへの支援

■事業の概要等

ヤングケアラーの存在が確認された場合は、各関係機関と連携して、適切な支援を行います。また、ヤングケアラーが社会に認知されるよう、広報等を利用して周知します。

■今後の方向性

ヤングケアラーではないかと思う子ども自身が相談できるよう、学校の教職員への啓発とともに、子どもが発信しやすいような相談窓口の設置を検討します。

③引きこもりや自殺対策の取組

■事業の概要等

経済的な問題、健康問題、家族や友人との関係や、いじめ・不登校等により、生きづらさを感じ、引きこもりや自殺することも全国的に増加し問題になっています。

「生きづらさ」というものは個人的な感覚なので、他者からは理解されにくい場合もあります。生きづらさを感じる原因は何にあるのか、その原因をどのようにすれば取り除けるのか等を、当事者である子ども一人一人に寄り添いながら問題を解決していくことが望まれています。

■今後の方向性

困りごとや悩みを抱えている子どもが、誰かに相談でき、自分自身でSOSを出すことができ、それを聞いた人が対応できるよう、専門機関と連携しながら推進します。

④不登校児童への支援（重点施策）

■事業の概要等

本町の不登校児童生徒の数は、年々増加傾向にあります。その背景には、本人要因・学校要因・家庭要因等が考えられ、またそれぞれが複雑に影響し合っている場合があり、一人一人に寄り添いながら問題を解決していく必要があります。

不登校の初期段階から、「愛の1・2・3運動+1」を学校で実施し保護者との連携を強化しています。また同時に不登校対策会議にて、学校、行政、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等が連携しながら原因解明と適切な支援を協議し、家庭訪問等を実施し改善を図ります。

不登校児童生徒の居場所として、本町では中学校内に「教育支援センター」を設置し、不登校児童生徒の学校復帰を目指し、学習指導や教育相談等のきめ細やかな支援を行っています。また、教育支援センターに通えない児童生徒は、フリースクール等の民間施設の利用という選択肢もあります。家から出られない児童生徒に対しては、ICTを利用した遠隔教育等の支援も行います。いずれの場合であっても、不登校児童生徒に対しては、学習保障と居場所づくりが重要だと考えます。

■今後の方向性

不登校の問題で重要なことは、「学校に通わせる」ことが目的でなく、「子どもたちの将来的な社会自立」ということを共通認識として持ち、家庭、学校、行政、SC等の専門職等と連携を強化しながら、きめ細やかな個別支援を行います。

また、本町では不登校児童生徒の居場所として、教育支援センターを設置していますが、中学校内に設置しているため、小学生の不登校児童や、“学校”に拒否感がある児童生徒が利用しにくい状況です。今後は、学校外に不登校児童生徒が安心して学習ができ他者と交流する場（施設等）を設けることができるように努めていきます。

(4) 犯罪等から子ども・若者を守る取組

①子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

■事業の概要等

「安心安全メール」を活用し、不審者情報や災害時の緊急連絡等に利用しています。

また、各学校単位の PTA での「防犯パトロール」も継続して実施しており、併せて本町職員が青パトによる防犯パトロールも定期的の実施しています。さらに、屋外へ向け防災無線で児童の帰宅を知らせることにより、地域の方の見守りを促しています。

■今後の方向性

より多くの時間帯に「防犯パトロール」を実施できるよう参加者の増加を図りながら実施していきます。

②被害に遭ったこどもの保護の推進

■事業の概要等

いじめや差別をなくす取組については、各学校で公開授業研究会や人権集会等を実施して積極的に活動をしています。

また、いじめや差別を受けた児童生徒に対して、その後の様子を注意深く見守り、養護教諭等が対応し、心のケアに努めています。

学校での不登校等の問題では、学校、SC、SSW と教育委員会や福祉課も連携しながら対応しています。

■今後の方向性

学校や専門機関と連携しながら、こども家庭センターでも支援を継続し、児童生徒に対する心のケアに努めます。

第5章

子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、「市町村内において、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する上で基礎となる区域」のことです。

子ども・子育て支援法第61条第2項で、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」を「教育・保育提供区域」として設定しなければならない、とされており、これは、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位となります。

本町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育や、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

2 こどもの人数の将来推計

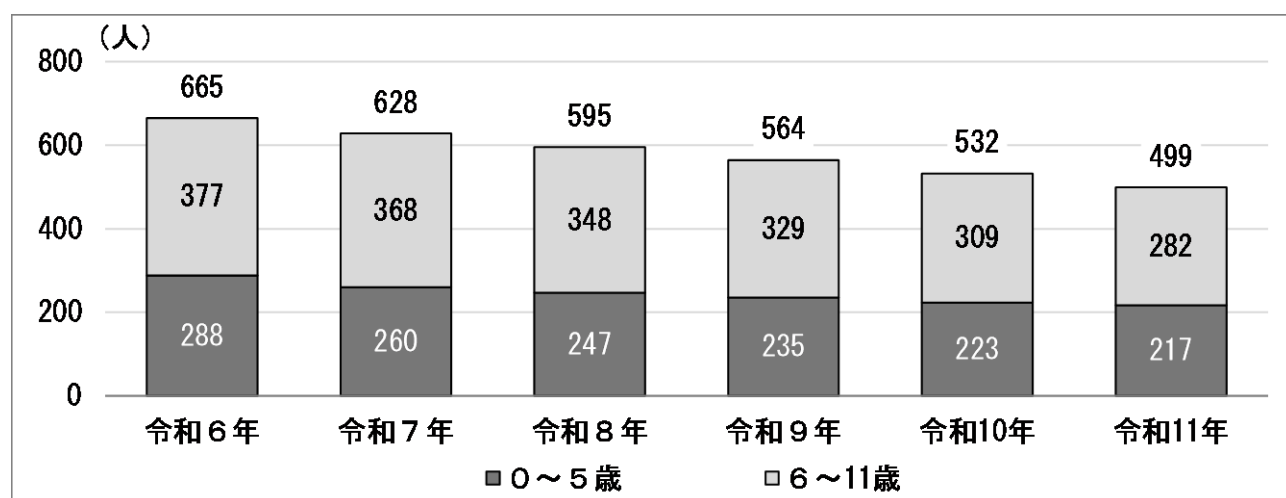
計画期間の教育・保育事業等の量の見込み算出の基礎とするため、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までについて、主要な事業の対象となる0～11歳児の各年度の児童数を推計しました。

推計に当たっては、令和2（2020）年から令和6（2024）年までの住民基本台帳人口（各年4月1日時点）を基に、各年の変化率の平均を利用したコーホート変化率法を用いて算出しました。

この結果、本計画の最終年度である令和11（2029）年度における0～5歳児は217人、6～11歳児は282人と推計され、0～11歳児の合計は499人と見込まれます。

0～11 歳人口の実績と推計

	実績値	推計値				
	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0 歳	46	37	35	34	33	31
1 歳	39	46	37	35	34	33
2 歳	44	39	46	37	35	34
3 歳	44	43	38	45	36	34
4 歳	49	45	44	38	46	37
5 歳	66	50	47	46	39	48
0～5 歳小計	288	260	247	235	223	217
6 歳	61	63	47	44	43	37
7 歳	62	60	62	46	42	41
8 歳	60	61	59	61	45	41
9 歳	60	59	60	58	60	44
10 歳	64	60	59	60	58	60
11 歳	70	65	61	60	61	59
6～11 歳小計	377	368	348	329	309	282
0～11 歳合計	665	628	595	564	532	499



※令和6（2024）年の実績値は、4月1日時点のものです。

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 認定区分

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定（教育標準時間認定）	3歳以上で教育を希望する就学前の子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定（保育認定）	3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所・認定こども園
3号認定（保育認定）	3歳未満で保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園・ 特定地域型保育

(2) 事業量の見込みと確保方策

事業量の見込みについては、これまでの実績や事業者の意見を踏まえて算出しました。

確保方策については、本計画策定時に予定している各年度の教育・保育施設の定員数としました。

① 1号認定（3歳以上、主に幼稚園、認定こども園）

（単位：人）		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
(ア) 量の見込み	町内	15	15	15	15	15
	他市町から委託	10	10	10	10	10
	他市町へ委託	0	0	0	0	0
	合計	25	25	25	25	25
(イ) 確保方策	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園 （幼稚園部分）	25	25	25	25	25
	合計	25	25	25	25	25
過不足（(イ)－(ア)）		0	0	0	0	0

②2号認定（3歳以上、主に保育所、認定こども園）

（単位：人）		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
（ア） 量の見込み	町内	145	145	140	135	130
	他市町から委託	5	5	5	5	5
	他市町へ委託	5	5	5	5	5
	合計	145	145	140	135	130
（イ） 確保方策	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園 （幼稚園部分）	0	0	0	0	0
	認定こども園 （保育所部分）	90	90	90	90	90
	保育所	55	55	55	55	55
	企業主導型（地域枠）	0	0	0	0	0
	合計	145	145	145	145	145
過不足（（イ）－（ア））		0	0	5	10	15

③3号認定（0歳、主に保育所、認定こども園）

（単位：人）		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
（ア） 量の見込み	町内	26	21	20	18	18
	他市町から委託	1	1	1	1	1
	他市町へ委託	1	1	1	1	1
	合計	26	21	20	18	18
（イ） 確保方策	認定こども園 （保育所部分）	6	6	6	6	6
	保育所	20	20	20	20	20
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	企業主導型（地域枠）	0	0	0	0	0
	合計	26	26	26	26	26
過不足（（イ）－（ア））		0	5	6	8	8

④3号認定（1歳、主に保育所、認定こども園）

（単位：人）		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
（ア） 量の見込み	町内	36	33	30	28	28
	他市町から委託	2	2	2	2	2
	他市町へ委託	2	2	2	2	2
	合計	36	33	30	28	28
（イ） 確保方策	認定こども園 （保育所部分）	11	11	11	11	11
	保育所	25	25	25	25	25
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	企業主導型（地域枠）	0	0	0	0	0
	合計	36	36	36	36	36
過不足（（イ）－（ア））		0	3	6	8	8

⑤3号認定（2歳、主に保育所、認定こども園）

（単位：人）		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
（ア） 量の見込み	町内	38	36	35	34	34
	他市町から委託	2	2	2	2	2
	他市町へ委託	2	2	2	2	2
	合計	38	36	35	34	34
（イ） 確保方策	認定こども園 （保育所部分）	13	13	13	13	13
	保育所	25	25	25	25	25
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	企業主導型（地域枠）	0	0	0	0	0
	合計	38	38	38	38	38
過不足（（イ）－（ア））		0	2	3	4	4

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

（１）地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画にしたがって実施する事業です。

（２）事業量の見込みと確保方策

事業量の見込みについては、第2期計画期間の、対象となる年齢のこどもの人数に対する利用率と、令和7年以降の人口推計を基に算出しました。

確保方策については、それぞれ事業ごと詳細を記載しました。

①地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
（ア）量の見込み（人日/月）	280	280	280	280	280
箇所数（か所）	1	1	1	1	1
（イ）確保方策（人日/月）	280	280	280	280	280
過不足（（イ）－（ア））	0	0	0	0	0

現在事業を実施している1か所で実施し、ニーズに対応していきます。

②子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者や協力者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
（ア）量の見込み（人日/月）	30	30	30	30	30
箇所数（か所）	1	1	1	1	1
（イ）確保方策（人日/月）	30	30	30	30	30
過不足（（イ）－（ア））	0	0	0	0	0

現在事業を実施している1か所で実施し、ニーズに対応していきます。

③一時預かり事業

保育園や認定こども園、幼稚園で通常の利用時間以外に行う事業です。

【1号認定を受けたこどもの預かり（幼稚園型）】

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
（ア）量の見込み（人日/年）	900	900	900	900	900
箇所数（か所）	2	2	2	2	2
（イ）確保方策（人日/年）	900	900	900	900	900
過不足（（イ）－（ア））	0	0	0	0	0

【特定教育・保育施設を利用していないこどもの預かり（一般型）】

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
（ア）量の見込み（人日/年）	90	90	90	90	90
箇所数（か所）	1	1	1	1	1
（イ）確保方策（人日/年）	90	90	90	90	90
過不足（（イ）－（ア））	0	0	0	0	0

南関こどもの丘保育園、南関ひまわり幼稚園及び文化幼児園で実施し、ニーズに対応します。

④延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
（ア）量の見込み（人/年）	125	125	125	125	125
箇所数（か所）	3	3	3	3	3
（イ）確保方策（人/年）	125	125	125	125	125
過不足（（イ）－（ア））	0	0	0	0	0

南関こどもの丘保育園、文化幼児園及び南関ひまわり幼稚園にて、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、ニーズに対応します。

⑤病児・病後児保育事業

急な病気や病気からの回復期等で、集団保育が困難なこどもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
(ア) 量の見込み(人日/年)	130	130	130	130	130
箇所数(か所)	2	2	2	2	2
(イ) 確保方策(人日/年)	130	130	130	130	130
過不足((イ) - (ア))	0	0	0	0	0

玉名市と荒尾市に事業を委託して実施し、ニーズに対応します。

⑥放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び場や生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

区分		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(人日/年)	1年生	43	43	42	42	40
	2年生	37	37	35	35	34
	3年生	24	24	23	23	22
	4年生	21	21	20	20	20
	5年生	8	8	7	7	6
	6年生	5	5	4	4	4
	(ア) 合計	138	138	131	131	126
箇所数(か所)		4	4	4	4	4
(イ) 確保方策(人日/年)		152	152	152	152	152
過不足((イ) - (ア))		14	14	21	21	26

施設の整備や空き教室の利用等、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。

⑦妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測及び保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
(ア) 量の見込み(人日/年)	52	49	48	46	43
(イ) 確保方策(人日/年)	52	49	48	46	43
過不足((イ) - (ア))	0	0	0	0	0

母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診券を併せて交付します。すべての妊婦の健康診査を実施します。

⑧乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
(ア) 量の見込み (人日/年)	52	49	48	46	43
(イ) 確保方策 (人日/年)	52	49	48	46	43
過不足 ((イ) - (ア))	0	0	0	0	0

こども家庭センターを実施主体とし、保健師・助産師により実施します。

⑨養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
(ア) 量の見込み (人日/年)	25	25	25	25	25
(イ) 確保方策 (人日/年)	25	25	25	25	25
過不足 ((イ) - (ア))	0	0	0	0	0

こども家庭センターを実施主体とし、保健師・助産師が実施します。

⑩子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライト)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
(ア) 量の見込み (人日/年)	7	7	7	7	7
箇所数 (か所)	1	1	1	1	1
(イ) 確保方策 (人日/年)	7	7	7	7	7
過不足 ((イ) - (ア))	0	0	0	0	0

児童養護施設等で実施し、ニーズに対応します。

⑪利用者支援事業

こども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
(ア) 量の見込み (か所)	1	1	1	1	1
(イ) 確保方策 (か所)	1	1	1	1	1
過不足 ((イ) - (ア))	0	0	0	0	0

こども家庭センターで実施し、ニーズに対応します。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用、新制度に移行していない園における副食費等を助成する事業です。

事業の対象者から申し込みがあった場合には、円滑に事業の利用ができるように適切に対応します。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

本町では、新規事業者の参入があった場合には、新規事業者に対する巡回支援や、特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立認定こども園を運営する事業者に対して、必要な費用の一部の補助を行います。

⑭子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、もしくはヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

本町では、当面は事業化しませんが、必要性等を勘案しつつ事業化を検討することとします。

⑮児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況を評価・査定し、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

本町では、当面は事業化しませんが、必要性等を勘案しつつ事業化を検討することとします。

⑯親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこどもに対し、講義やグループワーク及びロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

本町では、当面は事業化しませんが、必要性等を勘案しつつ事業化を検討することとします。

⑰妊婦等包括相談支援事業

妊婦やその配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
(ア) 量の見込み(人日/年)	52	49	48	46	43
(イ) 確保方策(人日/年)	52	49	48	46	43
過不足((イ)－(ア))	0	0	0	0	0

すべての妊婦に対し、本事業を実施します。

⑱乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児、または幼児であって満3歳未満のもの(保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。)に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児、または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供や、助言その他の援助を行う事業です。

区分		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳児	(ア) 量の見込み(人日/年)	—	72	72	72	72
	(イ) 確保方策(人日/年)	—	72	72	72	72
	過不足((イ)－(ア))	—	0	0	0	0
1歳児	(ア) 量の見込み(人日/年)	—	72	72	72	72
	(イ) 確保方策(人日/年)	—	72	72	72	72
	過不足((イ)－(ア))	—	0	0	0	0
2歳児	(ア) 量の見込み(人日/年)	—	36	36	36	36
	(イ) 確保方策(人日/年)	—	36	36	36	36
	過不足((イ)－(ア))	—	0	0	0	0

※本町では、令和8年度から実施予定です。

⑲産後ケア事業

誰もがより安心・安全な子育て環境を整えられるよう、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。こども家庭センターにおける困難事例等に対する受け皿としても活用します。

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
(ア) 量の見込み(人日/年)	52	52	52	52	52
(イ) 確保方策(人日/年)	52	52	52	52	52
過不足((イ)－(ア))	0	0	0	0	0

令和6(2024)年9月から一部実施し、助産師の家庭訪問による相談支援を先行実施しています。令和7(2025)年の4月からは、上記に加え、宿泊型と通所型を実施します。

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

教育・保育施設等の利用状況を把握した上で、保育所・認定こども園等が、地域の実情に応じた質の高い教育・保育が提供できるよう取り組みます。

就学前教育・保育と、地域子ども・子育て支援事業の効果的な提供により、就学前児童に係る施策における緊密な連携が図られ、幼児期教育から小学校教育（義務教育）との円滑な接続が可能となるよう取り組みます。そのため、就学前教育・保育施設教職員や子ども・子育て支援事業に携わる職員等の合同研修の実施等、本町の実情を踏まえた共通の見通しの下に、教育・保育と子育て支援が行える環境整備を推進します。

また、小学校生活への円滑な接続に向け、保育所・認定こども園等と小学校との連携・情報共有や合同研修等を行います。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子育てや教育に係る費用負担の軽減を図ることを目的に、幼児教育・保育の無償化を実施するものであることから、公正かつ適正な支給の確保や、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、円滑な実施の確保に向けた取組を行います。

第 6 章

計画の推進体制

1 関係機関等との連携

本計画は、福祉だけではなく、健康、教育、まちづくり、防犯・防災等広範囲にわたっています。部署間の連携を深め、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

庁外においては、県や近隣市町村、保育所や、認定こども園等の運営の状況等の必要な情報を共有し、相互に密接な連携を図ります。また、住民が希望する保育ニーズにより良く応えられるよう、市町域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。さらに、児童相談所等の行政組織や、教育・保育施設の実施主体等との連携や、地域住民の協力と参加を得ながら、当事者であるこども・若者に寄り添って計画を推進していきます。

2 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況及び計画全体の成果について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標を基に毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て審議会で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

また、本町のホームページ等を活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会においてこども・若者の意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

資料編

用語集

用 語	解 説
愛の１・２・３運動＋１	１日目は電話連絡、２日目は家庭訪問、３日以降は組織的対応を実施します。保護者と連絡がつかない場合等は、１日目からでも家庭訪問を実施します。欠席３日目からの組織的対応として、１０日目までにＳＣ・ＳＳＷ等を活用します。
安心安全メール	地域や学校が提供するメール配信サービスで、防犯情報や緊急連絡等を配信しています。
安全マップ	地域の危険箇所や安全な場所を示した地図です。
産後うつ	出産後の母親が経験することのあるうつ状態です。
児童虐待	こどもへの身体的、心理的、性的な虐待や、ネグレクト（養育放棄）を指します。
児童発達支援センター	発達に課題のあるこどもたちに療育や支援を提供する施設です。
育ちのもののさし	こどもが身に付けておくべき所作や習慣について年齢や学年に応じて記載した表で、発達段階に応じた目標や指針を示しています。
男女共同参画	男女が平等に社会のあらゆる分野で活躍し、責任を分かち合うことを目指す取組です。
中１ギャップ	小学校から中学校に進学する際、環境の変化に適応できず、不登校や問題行動が増える現象のことです。
伴走型	支援者が利用者と共に歩み、寄り添いながら支援を提供する方法です。個別対応や継続的なサポートが特徴です。
放課後子供教室	こどもたちが放課後に参加できる地域の教育・交流プログラムです。学びや遊びの機会を提供します。
放課後児童クラブ	共働き家庭や一人親家庭の小学生が、放課後や長期休暇中に安全に過ごせる場所を提供する施設です。
ファミリー・サポート・センター	子育て支援を目的に、育児を助けてほしい人と助けたい人をつなぐ仕組みを提供する施設です。
ヤングケアラー	本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているこども・若者のことです。
ユニバーサルデザイン	誰もが使いやすい製品や環境を設計する考え方です。こどもや高齢者、障がいを持つ人々にも配慮されています。
予備保育士	０歳児等が年度途中で入所を希望する場合に、保育ニーズの増加に対応できるよう、設置される保育士のことです。
ライフステージ	人が生涯を通じて経験するさまざまな段階（幼児期、学童期、青年期、成人期、もしくは高齢期等）のことです。それぞれの段階において必要な支援やサービスが異なります。
ICT	情報通信技術（Information and Communication Technology）の略です。教育や子育て支援にも活用されています。

用 語	解 説
M字カーブ	特に女性の労働力率が、出産や育児を理由に一時的に低下し、その後再び上昇する形を表すグラフです。

(第6期) 南関町子ども・子育て審議会委員名簿

	委員の選任区分 (規則第3条)	氏 名	備 考
1	子どもの保護者	やすなが すぐる 安永 豪	南関町PTA連合会代表
2	子どもの保護者	たのうえ あずさ 田上 梓	南関こどもの丘保育園保護者会 代表
3	子どもの保護者	たちばな まこ 立花 真子	子育てサークル メイプルファミリー
4	子育て支援事業従事者	むらかみ ともこ 村上 朋子	南関ひまわり幼稚園 園長
5	子育て支援事業従事者	すがはら ひろし 菅原 裕	南関こどもの丘保育園 園長
6	子育て支援事業従事者	ひよし みどり 日吉 みどり	子育て支援センター メイプル
7	子育て支援事業従事者	くぼた みちこ 久保田 美智子	文化幼児園 園長(舞鶴会)
8	子育て支援事業従事者	やまだ けんじ 山田 健次	A-life 代表
9	南関町議会議員代表	ふくやま みか 福山 美佳	町議会議員
10	教育委員会代表	ほんだ さおり 本多 沙織	教育委員
11	教育委員会代表	はまさき たいし 浜崎 泰史	南関第四小学校 校長
12	教育委員会代表	じょうの かずのり 城野 和則	教育課 課長
13	学識経験者	ひらやま まさゆき 平山 雅章	田辺クリニック 医師
14	学識経験者	ながすぎ 永杉 ながすぎ 永杉	主任児童委員
15	その他(関係行政職員)	きむら りえ 木村 理恵	健康推進課 保健師

※任期 令和5年8月1日～令和7年7月31日(2年間)

南関町子ども・子育て審議会条例

平成 25 年 6 月 24 日条例第 26 号

（目的）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、南関町子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条に規定する事務を処理するほか、町長の諮問に応じ、総合的かつ計画的な子育て支援計画の策定及び推進に関し規則で定める事項について調査審議する。

（組織及び任期）

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、規則で定める者のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長等）

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）了解を得る

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

南関町子ども・子育て審議会条例施行規則

平成 25 年 6 月 24 日規則第 32 号

（目的）

第 1 条 この規則は、南関町子ども・子育て審議会条例（平成 25 年条例第 26 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第 2 条 条例第 2 条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- （１） 子どもの育成に関する事項
- （２） 子育て支援に関する事項
- （３） 母子保健に関する事項
- （４） 青少年健全育成に関する事項
- （５） その他町長が必要と認める事項

（委員）

第 3 条 条例第 3 条第 2 項に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- （１） 子どもの保護者
- （２） 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （３） 南関町議会議員の代表
- （４） 南関町教育委員会の代表
- （５） 学識経験を有する者
- （６） その他町長が必要と認めた者

（庶務）

第 4 条 審議会に関する庶務は、福祉課において行う。

（雑則）

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

南関町こどもまんなか計画 (令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

発行／南関町役場 福祉課

〒861-0898 熊本県玉名郡南関町大字関町 64

TEL : (0968) 57-8503 (直通) FAX : (0968) 53-2351

